

官報

号外 昭和五十七年三月十九日

第九十六回 衆議院會議録 第十二号

昭和五十七年三月十九日(金曜日)

議事日程 第十二号

昭和五十七年三月十九日

午後一時開議

- 第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 地域改善対策特別措置法案(内閣提出)
- 第三 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件

裁判官弾劾委員辞職の件

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

裁判官訴訟委員の選挙

日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 地域改善対策特別措置法案(内閣提出)

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号

出

日程第三 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

日程第四 国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件

裁判官弾劾委員辞職の件

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

裁判官訴訟委員の選挙

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

午後一時四分開議

○議長(福田一君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

八木昇君から、三月二十三日より四月二日まで十一日間、飛鳥田一雄君から、三月二十三日より四月四日まで十三日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件

裁判官弾劾委員辞職の件

○議長(福田一君) お諮りいたします。

裁判官弾劾裁判所裁判員沖本泰幸君から、裁判員を辞職したいとの申し出があります。

また、裁判官訴訟委員石田幸四郎君から、訴訟委員を辞職したいとの申し出があります。

右申し出をそれぞれ許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

裁判官訴訟委員の選挙

○議長(福田一君) つきましては、この際、裁判官弾劾裁判所裁判員及び裁判官訴訟委員の選挙を行います。

○小里貞利君 裁判官弾劾裁判所裁判員及び裁判官訴訟委員の選挙は、その手続を省略して、議長

において指名されんことを望みます。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

次に、裁判官訴訟委員に沖本泰幸君を指名いたします。

日程第一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 地域改善対策特別措置法案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、地域改善対策特別措置法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長石井一君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

地域改善対策特別措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔石井一君登壇〕

○石井一君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

三八一

三八二

て、本件は委員長報告のとおり承認するに決しま

した。

日程第四 国税収納金整理資金に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第六 租税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第四、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、法人税法の一部を改正する法律案、日程第六、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

○議長(福田一君) 日程第四、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、法人税法の一部を改正する法律案、日程第六、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

○議長(福田一君) 日程第四、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、法人税法の一部を改正する法律案、日程第六、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

○議長(福田一君) 日程第四、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、法人税法の一部を改正する法律案、日程第六、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

○議長(福田一君) 日程第四、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、法人税法の一部を改正する法律案、日程第六、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

○議長(福田一君) 日程第四、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、法人税法の一部を改正する法律案、日程第六、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

○議長(福田一君) 日程第四、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、法人税法の一部を改正する法律案、日程第六、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

○議長(福田一君) 日程第四、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、法人税法の一部を改正する法律案、日程第六、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

○議長(福田一君) 日程第四、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、法人税法の一部を改正する法律案、日程第六、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

○議長(福田一君) 日程第四、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、法人税法の一部を改正する法律案、日程第六、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

○議長(福田一君) 日程第四、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、法人税法の一部を改正する法律案、日程第六、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

○議長(福田一君) 日程第四、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、法人税法の一部を改正する法律案、日程第六、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗君。

○議長(福田一君) 日程第四、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、法人税法の一部を改正する法律案、日程第六、租税特別措置法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

昭和五十七年三月十九日 衆議院会議録第十二号

か、適格退職年金契約の範囲に、全国共済農業協同組合連合会が締結する生命共済契約を加えることとしたしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、

第一に、既存の租税特別措置について、適用期限の到来するものを中心として、所要の整理合理化を行うこととしたしております。

第二に、交際費課税制度について、今後三年間の措置として中小規模の企業に対する定額控除を残した上、交際費の全額を損金不算入とすることとしたしております。

第三に、土地住宅税制につきましまして、土地譲渡所得の長期、短期の区分を譲渡のあった年の一月一日において所有期間が十年を超えるかどうかによることとし、長期譲渡所得については、特別控除後の譲渡益が四千万円を超える部分を二分の一総合課税とするほか、所有期間が十年を超える居住用財産について買いかえの特例制度を創設する等の措置を講ずることとしたしております。

第四に、福祉対策に資するための措置として、同居の特別障害者については、現行の特別障害者控除、扶養控除等のほか、五万円の特別控除を認めることとする等の措置を講ずることとしたしております。

第五に、国際科学技術博覧会出展準備金制度を創設することとしたしております。

以上が三法律案の主な内容であります。三法律案につきましましては、去る二月二十三日渡辺大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、特に、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案については、参考人の意見を聴取するなど、慎重に審査を行いました。その詳細は会議録に載ることとしたします。

かくして、昨十八日三法律案に対する質疑を終了し、引き続き討論に入りましたが、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に

対しては討論の申し出がなく、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の両法律案に対して討論を行いましたところ、自由民主党を代表して笹山登生君からは賛成の旨の、日本社会党を代表して伊藤茂君、公明党・国民会議を代表して島居一雄君、民社党・国民連合を代表して和田耕作君、日本共産党を代表して養輪幸代君、新自由クラブ・民主連合を代表して田島衛君からは、それぞれ反対の旨の意見が述べられました。

次いで、三法律案の採決に入り、まず、国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決し、次に、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の両法律案について採決いたしました結果、両法律案は、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、三法律案に對しましては、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 三案中、日程第五及び第六につき討論の通告があります。これを許します。戸田菊雄君。

〔戸田菊雄君登壇〕

○戸田菊雄君 私は、日本社会党を代表して、法人税法、租税特別措置法の両法案に反対し、討論を行います。

反対の第一は、今回の政府の税制改正は、国民の期待を裏切り、歳入のつじつま合わせのこそく的な改正に終始しているからであります。

昨年の十月に総理府の税金に関する世論調査の結果が発表されました。所得税は「非常に高い」「かなり高い」との重税感を持つている者が七四％に達し、「不公平がある」も七三％とほぼ同率を示しております。この調査は、農業、商工業、自

営業、サラリーマン、無職者等々、国民の平均したものであります。すなわち、国民の大多数の意思は、税の不公平の是正がまず先だというのが切実な訴えでありましよう。この国民の切実な声を実現することこそ政治的緊急課題であります。

しかるに、今回の税制改正は、八二年度の自然増収見通し減七千億円を補てんするために三千四百八十億円の増税を行い、予算に盛り込んでおります。これは政府の八一年度経済見通しの誤りの結果であり、強く反省を求めるものであります。

第二は、延納制度の縮減についてであります。政府は、延納縮減は所得税の延納制度とのバランスをとるためと云っておりますが、これは明後年、すなわち八三年以降は、この効果は響かないわけでありましよう。明らかに八二年度の税収確保のためのものであり、かつ、このことによつて運転資金のやりくりが四苦八苦している中小零細企業が相当な痛手をこうむることは必定であり、反対であります。

第三は、貸し倒れ引当金は、平均貸し倒れ実績率と比べて現行の法定繰り入れ率は過大であるということでありましよう。

今回の改正で、卸売業及び小売業は一・六％から一・三％に、最初の一年は一・四％、製造業は一・二％から一・一％に、最初の一年は一・一％に引き下げられましたが、仮に百億円の売掛金があれば、卸売業で一億三千万円、製造業で一億円も経費として認められ、課税されないことになりましよう。諸外国は原則として実績値をとっており、過去何年かの実績を土台としております。このように頭から何％という方法はとっておりません。百歩譲って、当面実績値に改めることを要望いたします。

また、今回の改正でも、金融業がその対象に入っていないことは納得できません。八一年六月三十日の国税庁の税務統計から見た法人企業によりましよう、金融業の営業収入金額と所得金額は高い伸びを示しております。かつ、銀行の貸し倒れ

三三三

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案外二案 朗読を省略した議長長の報告

三八四

率はゼロに近い、通常はほとんどないのが実情であります。銀行の貸付金は一行で一兆円から二兆円にも上る莫大な額になっております。引当金は帳簿に記載するだけで、その金は無利子で利用できるきわめて有利なものであります。縮減の対象とするのが当然のことと考えます。

次に、退職引当金が財界の反対でつぶされたこと聞いております。退職引当金の支払い額に比べて引き当て残高が非常に大きくなってあります。八一年六月三十日の国税庁の税務統計で、八〇年期末残高七兆一千三百五十二億円もあり、利用法人の割合は七・五％で、資本金の規模が大きくなるほど高くなってあります。引き当て残高が過大であり、このように巨額なものが非課税内部留保として蓄積されていることは、大企業優遇の最たるものと言わなければなりません。整理合理化の対象として改善することを強く要望いたします。

(拍手)

第四は、土地住宅税制の緩和についてであります。一九六九年に土地税制が大幅に改正され、続いて七五年に第二次改正を実施いたしました。何らの効果を示すこともできませんでした。結果は、資金力に物を言わせる大会社に買い占められ、国民には安い値段で渡らなすまいという苦い経験を持っているのであります。

今回の改正も、その心配なしといたしません。要は、生存権的国民の財産には低率の課税で、不動産業者の土地や企業の遊休土地など、投機的財産には高率の課税を行うこと、かつ、適正価格を超える土地などの譲渡益、すなわち、キャピタルゲインに対しては高率の負担の所得税、法人税を課することは当然なことであり、応能原則に従って土地税制を根本的に改めるべきであります。

第五は、租税特別措置法についてであります。今回の改正で、中小企業近代化促進法による廃棄等をする施設の償却特例など七項目を廃止しま

したが、他は縮減延長で存続が決められております。その中身は、いずれも雑魚だけが縮減整理の対象となっております。大魚はすべて除外されておるのであります。租税特別措置が隠された補助金であるとの指摘がなされて久しいのに、その整理は毎年度お茶を濁す程度しか行われず、低成長で税金も落ち込み、かつ、不公平税制の最たるものである租税特別措置は、全廃を前提に抜本的な見直しをすべきであります。

八一年六月三十日の国税庁の税務統計で、価格変動準備金は七千六百五十七億円で、利用法人は一九・四％となっております。価格変動準備金制度については八八年度までに廃止すると言っておりますが、評価損を認め、かつ、価格変動準備金をつくっておくというのには二重の特典が与えられていることであり、早期に廃止すべきであります。

また、国税庁の税務統計でも明らかのように、八〇年の交際費支出額は三兆一千五百一十一億七千六百万円で、三兆円の大台を突破いたしております。うち損金不算入は一兆三千二百二十億八千六百万円で、四二・四％となっております。資本金の大きいほど損金不算入割合も大きくなってあります。今回の改正で、資本金ごとの基礎控除を除いては全額損金不算入となりましたが、三年を経過すれば復元することになってあります。税制の一般論から当然全額課税が筋道と考えられます。また、欧米諸国並みに厳しく個別規制を行うべきであります。

最後に、総理府の家計調査報告の示す八〇年の平均生活費は二百七十七万円であります。現在、所得減税は五年間、税率は八年間据え置かれ、課税最低限は二百一十五万円、独身者で八十三万一千円であります。

政府は、口を開けば、欧米比較で日本の課税最低限は高く、税負担率は低いと言っておりますが、可処分所得では、アメリカははるかに高く、ヨーロッパ諸国もおしなべて高い現状であります。

す。国民所得の絶対額の比較が重要だと考えるわけでありませう。

いずれにいたしましても、所得減税が行われなかったために、この税制がつくられた当時の予想していた税構造とは大きく乖離してしまつたわけでありませう。同時に、所得の増加は逐次鈍化して、家計が苦しくなっております。反面、昨年の一兆四千億に近い大増税と社会保険料の増徴などで、国民の家計は狭き門に遭つて、二重、三重の苦痛を味わっております。まさに骨の髄までしぼりとられ、生存を全うしているのは、弱い大多数の国民なのであります。

当面、わが党を初め野党全党が要求している一兆円減税と物価調整減税の早期実現を強く要望して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(福田一君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(福田一君) これより採決に入ります。まず、日程第四につき採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。次に、日程第五及び第六の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十四分散会

出席閣僚大臣

外務大臣 櫻内 義雄君
大蔵大臣 渡辺美智雄君
農林水産大臣 田澤 吉郎君
国務大臣 田邊 國男君

○朗読を省略した議長長の報告

(報告書受領)

一、去る十七日、内閣を経由して郵政大臣箕輪登君から、放送法第三十八条第二項の規定に基づき日本放送協会昭和五十五年業務報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術委員
辞任 塚原 俊平君 補欠 中村喜四郎君

議院運営委員
辞任 北村 義和君 補欠 川田 正則君
甘利 正君 河野 洋平君
川田 正則君 北村 義和君
河野 洋平君 甘利 正君

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員
辞任 甘利 正君 補欠 河野 洋平君
一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 永末 英一君 補欠 中井 治君

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 朗読を省略した議長の報告

中井 治君	永末 英一君	岡田 正勝君	永末 英一君	北村 義和君	今枝 敬雄君	中村喜四郎君	木村 守男君
社会労働委員	地方行政委員	地方行政委員	地方行政委員	地方行政委員	地方行政委員	地方行政委員	地方行政委員
小沢 和秋君	寺前 巖君	田島 衛君	小杉 隆君	渡辺 秀央君	宮下 創平君	丹羽 兵助君	瀬崎 博義君
農林水産委員	法務委員	法務委員	法務委員	法務委員	法務委員	法務委員	法務委員
寺前 巖君	小沢 和秋君	小杉 隆君	田島 衛君	藤田 高敏君	塚田 庄平君	谷川 和穂君	山口 敏夫君
串原 義直君	水田 稔君	木村 守男君	佐藤 隆君	白井 日出男君	浦野 然興君	相沢 英之君	依田 実君
寺前 巖君	小沢 和秋君	菅波 茂君	菅波 茂君	浦野 然興君	狩野 明男君	毛利 松平君	田口 一男君
水田 稔君	串原 義直君	倉成 正君	田村 元君	相沢 英之君	丹羽 兵助君	白井 日出男君	山本 政弘君
小沢 和秋君	寺前 巖君	倉成 正君	坂井 弘一君	毛利 松平君	相沢 英之君	丹羽 兵助君	田口 一男君
商工委員	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
水田 稔君	串原 義直君	鍛冶 清君	坂井 弘一君	木村 守男君	佐藤 隆君	菅波 茂君	田村 元君
串原 義直君	水田 稔君	木村 守男君	今枝 敬雄君	今枝 敬雄君	今枝 敬雄君	今枝 敬雄君	今枝 敬雄君
通信委員	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
中井 治君	永末 英一君	倉成 正君	木村 守男君	田口 一男君	山本 政弘君	田口 一男君	山本 政弘君
永末 英一君	中井 治君	菅波 茂君	亀井 静香君	上村千一郎君	上村千一郎君	上村千一郎君	上村千一郎君
内閣委員	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
倉成 正君	渡辺 秀央君	相沢 英之君	小此木三郎君	北村 義和君	宮下 創平君	丹羽 兵助君	瀬崎 博義君
田村 元君	中村喜四郎君	今枝 敬雄君	平泉 渉君	毛利 松平君	渡辺 秀央君	田村 元君	坂井 弘一君
坂井 弘一君	鈴切 康雄君	平泉 渉君	毛利 松平君	渡辺 秀央君	田村 元君	坂井 弘一君	倉成 正君
鈴切 康雄君	坂井 弘一君	毛利 松平君	渡辺 秀央君	田村 元君	坂井 弘一君	倉成 正君	渡辺 秀央君
永末 英一君	岡田 正勝君	塚田 庄平君	谷川 和穂君	丹羽 兵助君	瀬崎 博義君	山口 敏夫君	依田 実君
中村喜四郎君	田村 元君	小杉 隆君	田島 衛君	相沢 英之君	今枝 敬雄君	中村喜四郎君	木村 守男君
渡辺 秀央君	倉成 正君	小此木三郎君	相沢 英之君	今枝 敬雄君	中村喜四郎君	木村 守男君	瀬崎 博義君

中村喜四郎君	木村 守男君	寺前 巖君	瀬崎 博義君	山口 敏夫君	依田 実君	依田 実君	補欠
通信委員	通信委員	通信委員	通信委員	通信委員	通信委員	通信委員	通信委員
中村喜四郎君	木村 守男君	寺前 巖君	瀬崎 博義君	山口 敏夫君	依田 実君	依田 実君	補欠
社会労働委員	地方行政委員	地方行政委員	地方行政委員	地方行政委員	地方行政委員	地方行政委員	地方行政委員
小沢 和秋君	寺前 巖君	田島 衛君	小杉 隆君	渡辺 秀央君	宮下 創平君	丹羽 兵助君	瀬崎 博義君
農林水産委員	法務委員	法務委員	法務委員	法務委員	法務委員	法務委員	法務委員
寺前 巖君	小沢 和秋君	小杉 隆君	田島 衛君	藤田 高敏君	塚田 庄平君	谷川 和穂君	山口 敏夫君
串原 義直君	水田 稔君	木村 守男君	佐藤 隆君	白井 日出男君	浦野 然興君	相沢 英之君	依田 実君
寺前 巖君	小沢 和秋君	菅波 茂君	菅波 茂君	浦野 然興君	狩野 明男君	毛利 松平君	田口 一男君
水田 稔君	串原 義直君	倉成 正君	田村 元君	相沢 英之君	丹羽 兵助君	白井 日出男君	山本 政弘君
小沢 和秋君	寺前 巖君	倉成 正君	坂井 弘一君	毛利 松平君	相沢 英之君	丹羽 兵助君	田口 一男君
商工委員	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
水田 稔君	串原 義直君	鍛冶 清君	坂井 弘一君	木村 守男君	佐藤 隆君	菅波 茂君	田村 元君
串原 義直君	水田 稔君	木村 守男君	今枝 敬雄君	今枝 敬雄君	今枝 敬雄君	今枝 敬雄君	今枝 敬雄君
通信委員	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
中井 治君	永末 英一君	倉成 正君	木村 守男君	田口 一男君	山本 政弘君	田口 一男君	山本 政弘君
永末 英一君	中井 治君	菅波 茂君	亀井 静香君	上村千一郎君	上村千一郎君	上村千一郎君	上村千一郎君
内閣委員	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
倉成 正君	渡辺 秀央君	相沢 英之君	小此木三郎君	北村 義和君	宮下 創平君	丹羽 兵助君	瀬崎 博義君
田村 元君	中村喜四郎君	今枝 敬雄君	平泉 渉君	毛利 松平君	渡辺 秀央君	田村 元君	坂井 弘一君
坂井 弘一君	鈴切 康雄君	平泉 渉君	毛利 松平君	渡辺 秀央君	田村 元君	坂井 弘一君	倉成 正君
鈴切 康雄君	坂井 弘一君	毛利 松平君	渡辺 秀央君	田村 元君	坂井 弘一君	倉成 正君	渡辺 秀央君
永末 英一君	岡田 正勝君	塚田 庄平君	谷川 和穂君	丹羽 兵助君	瀬崎 博義君	山口 敏夫君	依田 実君
中村喜四郎君	田村 元君	小杉 隆君	田島 衛君	相沢 英之君	今枝 敬雄君	中村喜四郎君	木村 守男君
渡辺 秀央君	倉成 正君	小此木三郎君	相沢 英之君	今枝 敬雄君	中村喜四郎君	木村 守男君	瀬崎 博義君

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年

(議案提出)

中村喜四郎君	木村 守男君	寺前 巖君	瀬崎 博義君	山口 敏夫君	依田 実君	依田 実君	補欠
通信委員	通信委員	通信委員	通信委員	通信委員	通信委員	通信委員	通信委員
中村喜四郎君	木村 守男君	寺前 巖君	瀬崎 博義君	山口 敏夫君	依田 実君	依田 実君	補欠
社会労働委員	地方行政委員	地方行政委員	地方行政委員	地方行政委員	地方行政委員	地方行政委員	地方行政委員
小沢 和秋君	寺前 巖君	田島 衛君	小杉 隆君	渡辺 秀央君	宮下 創平君	丹羽 兵助君	瀬崎 博義君
農林水産委員	法務委員	法務委員	法務委員	法務委員	法務委員	法務委員	法務委員
寺前 巖君	小沢 和秋君	小杉 隆君	田島 衛君	藤田 高敏君	塚田 庄平君	谷川 和穂君	山口 敏夫君
串原 義直君	水田 稔君	木村 守男君	佐藤 隆君	白井 日出男君	浦野 然興君	相沢 英之君	依田 実君
寺前 巖君	小沢 和秋君	菅波 茂君	菅波 茂君	浦野 然興君	狩野 明男君	毛利 松平君	田口 一男君
水田 稔君	串原 義直君	倉成 正君	田村 元君	相沢 英之君	丹羽 兵助君	白井 日出男君	山本 政弘君
小沢 和秋君	寺前 巖君	倉成 正君	坂井 弘一君	毛利 松平君	相沢 英之君	丹羽 兵助君	田口 一男君
商工委員	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
水田 稔君	串原 義直君	鍛冶 清君	坂井 弘一君	木村 守男君	佐藤 隆君	菅波 茂君	田村 元君
串原 義直君	水田 稔君	木村 守男君	今枝 敬雄君	今枝 敬雄君	今枝 敬雄君	今枝 敬雄君	今枝 敬雄君
通信委員	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
中井 治君	永末 英一君	倉成 正君	木村 守男君	田口 一男君	山本 政弘君	田口 一男君	山本 政弘君
永末 英一君	中井 治君	菅波 茂君	亀井 静香君	上村千一郎君	上村千一郎君	上村千一郎君	上村千一郎君
内閣委員	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
倉成 正君	渡辺 秀央君	相沢 英之君	小此木三郎君	北村 義和君	宮下 創平君	丹羽 兵助君	瀬崎 博義君
田村 元君	中村喜四郎君	今枝 敬雄君	平泉 渉君	毛利 松平君	渡辺 秀央君	田村 元君	坂井 弘一君
坂井 弘一君	鈴切 康雄君	平泉 渉君	毛利 松平君	渡辺 秀央君	田村 元君	坂井 弘一君	倉成 正君
鈴切 康雄君	坂井 弘一君	毛利 松平君	渡辺 秀央君	田村 元君	坂井 弘一君	倉成 正君	渡辺 秀央君
永末 英一君	岡田 正勝君	塚田 庄平君	谷川 和穂君	丹羽 兵助君	瀬崎 博義君	山口 敏夫君	依田 実君
中村喜四郎君	田村 元君	小杉 隆君	田島 衛君	相沢 英之君	今枝 敬雄君	中村喜四郎君	木村 守男君
渡辺 秀央君	倉成 正君	小此木三郎君	相沢 英之君	今枝 敬雄君	中村喜四郎君	木村 守男君	瀬崎 博義君

(議案提出)

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年

十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ラソカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこととがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件

環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法の一部を改正する法律案
土地区画整理法の一部を改正する法律案

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
昭和四十二年以後における国家公務員共済組

合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案

種苗法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等

の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

警備業法の一部を改正する法律案

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

外国人登録法の一部を改正する法律案

一、去る十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(議案受領)

一、去る十二日、予備審査のため内閣から送付さ

れた次の議案を受領した。

日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とパングラデシュ人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

(議案付託)

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(条約第九号)

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(条約第一二号)

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ラソカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一三三号)

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一三三号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和

国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一四号)

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこととがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一五号)

環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第一六号)

以上八件 外務委員会 付託
関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号) 大蔵委員会 付託

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

以上二件 商工委員会 付託
特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

土地区画整理法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

以上三件 建設委員会 付託

一、去る十二日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
日本国政府とスペイン政府との間の文化協定の

締結について承認を求めるの件(条約第一七号)
(予)

日本国政府とパングラデシニ人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(条約第一八号)(予)

以上二件 外務委員会 付託
一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

昭和三十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

以上二件 大蔵委員会 付託
一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案(内閣提出第六〇号) 外務委員会 付託
昭和三十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

大蔵委員会 付託
種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)
農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)

昭和三十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)

以上三件 農林水産委員会 付託

昭和五十七年三月十九日 衆議院会議録第十二号

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

警備法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号) 地方行政委員会 付託

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

証人等の被審について給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

以上三件 法務委員会 付託
国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号) 社会労働委員会 付託

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 通信委員会 付託

(議案送付)
一、去る十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案

炭鉱職者臨時措置法の一部を改正する法律案
沖縄振興開発特別措置法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)
一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

府中市内の電話料金格差是正に関する質問主意書(岩佐惠美君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る十六日、内閣から、衆議院議員小沢貞孝君提出国鉄自動車部門運営の合理化に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十七年四月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十六日、内閣から、衆議院議員小沢貞孝君提出法定外公共物(赤線・青線等)払下げ手続に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表欧州の項中 在アイルランド日本国大使館

「を」を「在アイルランド日本国大使館」に改める。

在アルバニア日本国大使館

別表第一の二 総領事館の表北米の項中 在アトランタ日本国総領事館

「を」を「在アトランタ日本国総領事館」に改める。

在アンカレッジ日本国総領事館

別表第一の三 領事館の表北米の項を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

昭和五十七年四月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十七年一月二十九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

朗読を省略した議長長の報告 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別									
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	
円 397,200	円 344,300	円 304,700	円 269,400	円 247,400	円 229,800	円 203,200	円 185,500	円 167,900	
473,600	406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100	
552,100	487,400	432,100	388,900	355,300	333,700	288,200	266,600	245,000	
493,300	437,400	388,000	350,700	320,000	301,400	258,800	240,100	221,500	
431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500	
397,200	344,300	304,700	269,400	247,400	229,800	203,200	185,500	167,900	
414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500	
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
504,600	439,900	389,400	346,200	317,600	296,000	259,600	238,000	216,400	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
516,400	454,600	402,900	361,700	330,500	309,900	268,600	248,000	227,400	
445,800	389,900	345,300	308,000	282,300	263,700	230,200	211,500	192,900	
414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500	
504,600	439,900	389,400	346,200	317,600	296,000	259,600	238,000	216,400	
434,400	372,600	329,200	288,000	265,400	244,800	219,600	199,000	178,400	
426,200	373,300	330,600	295,300	270,500	252,900	220,400	202,700	185,100	
552,100	487,400	432,100	388,900	355,300	333,700	288,200	266,600	245,000	
536,000	471,300	417,600	374,400	342,300	320,700	278,400	256,800	235,200	
392,100	333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800	
372,500	316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000	
588,200	500,000	441,200	382,300	352,900	323,500	294,100	264,700	235,300	
548,900	466,600	411,700	356,800	329,300	301,900	274,500	247,000	219,600	
529,300	449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700	
416,800	360,900	319,400	282,100	259,200	240,600	213,000	194,300	175,700	
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
536,000	471,300	417,600	374,400	342,300	320,700	278,400	256,800	235,200	
414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
333,300	283,300	250,000	216,600	200,000	183,300	166,700	150,000	133,300	
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
456,000	394,200	348,800	307,600	282,700	262,100	232,600	212,000	191,400	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
548,900	466,600	411,700	356,800	329,300	301,900	274,500	247,000	219,600	
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500	
395,200	339,300	299,800	262,500	241,900	223,300	200,000	181,300	162,700	

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 三八八

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
ア ジ ア	インド	円 710,000	円 590,000	円 543,100	円 505,500	円 452,500
	インドネシア	880,000	720,000	656,400	610,100	542,400
	ヴェトナム	860,000	800,000	736,300	687,300	622,600
	カンボディア	800,000	700,000	654,000	610,900	555,000
	シンガポール	770,000	660,000	603,800	560,700	496,000
	スリ・ランカ	640,000	590,000	543,100	505,500	452,500
	タイ	770,000	630,000	574,000	533,600	474,800
	大韓民国	820,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	中華人民共和国	880,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	ネパール	810,000	740,000	684,600	637,600	572,900
	パキスタン	750,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	バングラデシュ	810,000	750,000	691,300	645,000	583,300
	ビルマ	750,000	650,000	602,300	561,200	505,300
	フィリピン	770,000	630,000	574,000	533,600	474,800
	ブータン	770,000	740,000	684,600	637,600	572,900
	マレーシア	760,000	660,000	601,500	559,100	497,400
	モルディヴ	640,000	620,000	574,900	535,700	482,700
	モンゴル	860,000	800,000	736,300	687,300	622,600
	ラオス	890,000	780,000	718,700	670,500	605,800
北 米	アメリカ合衆国	860,000	620,000	568,500	529,300	450,900
	カナダ	670,000	570,000	521,500	484,300	428,400
中 南 米	アルゼンティン	990,000	910,000	823,500	764,700	676,400
	ヴェネズエラ	930,000	850,000	768,500	713,600	631,200
	ウルグアイ	840,000	820,000	741,000	688,100	608,700
	エクアドル	640,000	620,000	570,500	531,000	475,100
	エル・サルヴァドル	650,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	ガイアナ	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	キューバ	800,000	780,000	718,700	670,500	605,800
	グアテマラ	650,000	630,000	574,000	533,600	474,800
	グレナダ	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	コスタ・リカ	530,000	510,000	466,600	433,300	383,300
	コロンビア	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	ジャマイカ	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	スリナム	700,000	680,000	625,400	581,900	520,200
	セント・ヴィンセント	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	セント・ルシア	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	チリ	930,000	850,000	768,500	713,600	631,200
	ドミニカ	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	ドミニカ共和国	650,000	600,000	546,600	508,200	452,300

454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
473,600	406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
397,200	344,300	304,700	269,400	247,400	229,800	203,200	185,500	167,900
375,600	322,700	285,100	249,800	230,100	212,500	190,200	172,500	154,900
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
473,600	406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
436,400	377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
395,200	339,300	299,800	262,500	241,900	223,300	200,000	181,300	162,700
372,500	316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
536,000	471,300	417,600	374,400	342,300	320,700	278,400	256,800	235,200
375,600	322,700	285,100	249,800	230,100	212,500	190,200	172,500	154,900
414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500
431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
543,800	473,200	418,800	371,700	341,100	317,600	279,200	255,600	232,100
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
529,300	449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
450,900	383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
450,900	383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
450,900	383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
454,000	389,300	343,900	300,700	277,200	255,600	229,400	207,800	186,200
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
411,700	349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
529,300	449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 三九〇

	トリニダード・トバゴ	710,000	690,000	628,900	584,600	519,900
	ニカラグア	740,000	720,000	656,400	610,100	542,400
	ハイティ	610,000	590,000	543,100	505,500	452,500
	パナマ	580,000	570,000	519,200	482,700	429,700
	バハマ	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	パラグアイ	790,000	720,000	656,400	610,100	542,400
	バルバドス	670,000	650,000	597,900	556,400	497,600
	ブラジル	690,000	600,000	546,600	508,200	452,300
	ペルー	630,000	570,000	521,500	484,300	428,400
	ボリヴィア	840,000	780,000	718,700	670,500	605,800
	ホンデュラス	580,000	570,000	519,200	482,700	429,700
	メキシコ	730,000	630,000	574,000	533,600	474,800
欧 州	アイスランド	690,000	660,000	603,800	560,700	496,000
	アイルランド	690,000	660,000	603,800	560,700	496,000
	アルバニア	830,000	810,000	739,500	688,600	618,000
	イタリア	740,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	ヴァチカン	650,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	オーストリア	880,000	750,000	686,100	637,100	563,600
	オランダ	790,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	ギリシャ	650,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	サイプラス	650,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	スイス	890,000	820,000	741,000	688,100	608,700
	スウェーデン	760,000	690,000	631,300	586,200	518,500
	スペイン	790,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	ソヴィエト連邦	910,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	チェコスロヴァキア	750,000	690,000	628,900	584,600	519,900
	デンマーク	790,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	ドイツ民主共和国	880,000	750,000	686,100	637,100	563,600
	ドイツ連邦共和国	930,000	750,000	686,100	637,100	563,600
	ノールウェー	760,000	690,000	631,300	586,200	518,500
	ハンガリー	750,000	690,000	628,900	584,600	519,900
	フィンランド	720,000	690,000	631,300	586,200	518,500
	フランス	940,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	ブルガリア	750,000	690,000	628,900	584,600	519,900
	ベルギー	880,000	750,000	686,100	637,100	563,600
	ポーランド	750,000	690,000	628,900	584,600	519,900
	ポルトガル	690,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	マルタ	650,000	630,000	576,400	535,200	473,500
	ユーゴスラヴィア	790,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	ルーマニア	780,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	ルクセンブルグ	750,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	連合王国	1,050,000	820,000	741,000	688,100	608,700
大 洋 州	ヴァヌアツ	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	オーストラリア	770,000	660,000	603,800	560,700	496,000

536,000	471,300	417,600	374,400	342,800	320,700	278,400	256,800	235,200
555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
536,000	471,300	417,600	374,400	342,800	320,700	278,400	256,800	235,200
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
495,200	427,600	378,200	333,100	306,200	283,700	252,200	229,600	207,100
622,200	539,900	477,600	422,700	388,100	360,700	318,400	290,900	263,500
575,200	504,600	447,000	399,900	365,800	342,300	298,000	274,400	250,900
591,300	520,700	461,500	414,400	378,800	355,300	307,800	284,200	260,700
414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500
555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
554,000	477,500	422,300	371,300	341,500	316,000	281,600	256,100	230,600
591,300	520,700	461,500	414,400	378,800	355,300	307,800	284,200	260,700
575,200	504,600	447,000	399,900	365,800	342,300	298,000	274,400	250,900
555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
591,300	520,700	461,500	414,400	378,800	355,300	307,800	284,200	260,700
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
456,000	394,200	348,800	307,600	282,700	262,100	232,600	212,000	191,400
456,000	394,200	348,800	307,600	282,700	262,100	232,600	212,000	191,400
555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
591,300	520,700	461,500	414,400	378,800	355,300	307,800	284,200	260,700
512,800	439,300	388,000	339,000	312,500	288,000	258,800	234,200	209,700
495,200	427,600	378,200	333,100	306,200	283,700	252,200	229,600	207,100
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
485,000	423,200	374,700	333,500	305,800	285,200	249,800	229,200	208,600
473,600	406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
594,800	521,300	461,700	412,700	377,600	353,100	307,800	283,200	258,700
709,000	620,800	549,800	490,900	449,400	420,000	366,600	337,200	307,800
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
610,900	537,400	476,200	427,200	390,600	366,100	317,600	293,000	268,500
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
610,900	537,400	476,200	427,200	390,600	366,100	317,600	293,000	268,500
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
434,400	372,600	329,200	288,000	265,400	244,800	219,600	199,000	178,400
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
669,700	587,400	520,300	465,400	425,800	398,400	347,000	319,500	292,100
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
485,000	423,200	374,700	333,500	305,800	285,200	249,800	229,200	208,600

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 三九二

	キリバス	800,000	780,000	718,700	670,500	605,800
	ソロモン	830,000	810,000	746,200	696,000	628,300
	トウヴァル	800,000	780,000	718,700	670,500	605,800
	トンガ	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	ナウル	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	西サモア	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	ニュー・ジーランド	790,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	バプア・ニューギニア	830,000	810,000	746,200	696,000	628,300
	フィジー	770,000	740,000	680,300	632,900	565,200
中 近 東	アフガニスタン	1,010,000	980,000	849,300	790,500	708,100
	アラブ首長国連邦	860,000	840,000	773,600	721,500	650,900
	イエメン	880,000	860,000	791,200	738,300	667,700
	イスラエル	690,000	630,000	574,000	533,600	474,800
	イラク	880,000	810,000	746,200	696,000	628,300
	イラン	960,000	830,000	762,600	709,300	632,900
	オマーン	880,000	860,000	791,200	738,300	667,700
	カタール	860,000	840,000	773,600	721,500	650,900
	クウェイト	920,000	810,000	746,200	696,000	628,300
	サウディ・アラビア	930,000	860,000	791,200	738,300	667,700
	ヨルダン	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	シリア	700,000	680,000	625,400	581,900	520,200
	トルコ	740,000	680,000	625,400	581,900	520,200
	バハレーン	830,000	810,000	746,200	696,000	628,300
	南イエメン	880,000	860,000	791,200	738,300	667,700
	レバノン	900,000	780,000	711,200	661,000	587,500
ア フ リ カ	アルジェリア	810,000	740,000	680,300	632,900	565,200
	アンゴラ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	ウガンダ	730,000	710,000	657,200	612,100	550,400
	エジプト	830,000	720,000	656,400	610,100	542,400
	エチオピア	940,000	870,000	801,000	746,900	673,400
	ガーナ	1,070,000	1,040,000	956,000	891,300	803,000
	カーボ・ヴェルデ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	ガボン	910,000	890,000	818,600	763,700	690,200
	上ヴォルタ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	カメルーン	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	ガンビア	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	ギニア	910,000	890,000	818,600	763,700	690,200
	ギニア・ビサオ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	ケニア	760,000	660,000	601,500	559,100	497,400
	コモロ	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
	コンゴ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	ザール	1,060,000	980,000	901,000	840,200	757,800
	サントメ・プリンシペ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
	ザンビア	730,000	710,000	657,200	612,100	550,400

673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
594,800	521,300	461,700	412,700	377,600	353,100	307,800	283,200	258,700
434,400	372,600	329,200	288,000	265,400	244,800	219,600	199,000	178,400
591,300	520,700	461,500	414,400	378,800	355,300	307,800	284,200	260,700
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
602,600	525,900	465,600	412,600	379,100	352,600	311,300	284,800	258,300
594,800	521,300	461,700	412,700	377,600	353,100	307,800	283,200	258,700
536,000	471,300	417,600	374,400	342,300	320,700	278,400	256,800	235,200
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
610,900	537,400	476,200	427,200	390,600	366,100	317,600	293,000	268,500
414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
504,600	439,900	389,400	346,200	317,600	296,000	259,600	238,000	216,400
485,000	423,200	374,700	333,500	305,800	285,200	249,800	229,200	208,600
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
450,900	383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
485,000	423,200	374,700	333,500	305,800	285,200	249,800	229,200	208,600
414,800	356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500
555,600	488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
591,300	520,700	461,500	414,400	378,800	355,300	307,800	284,200	260,700
673,200	587,900	520,500	463,600	424,600	396,200	347,000	318,500	290,100
475,600	410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 344,300	円 304,700	円 269,400	円 247,400	円 229,800	円 203,200	円 185,500	円 167,900
344,300	304,700	269,400	247,400	229,800	203,200	185,500	167,900
344,300	304,700	269,400	247,400	229,800	203,200	185,500	167,900
456,600	404,100	359,000	329,300	306,800	269,400	246,800	224,300
406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100
356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500

昭和五十七年三月十九日 衆議院会議録第十二号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 三九四

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 三九五

シエラ・レオーネ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
ジブティ	890,000	870,000	801,000	746,900	673,400
ジンバブエ	680,000	660,000	601,500	559,100	497,400
スーダン	880,000	860,000	791,200	738,300	667,700
スワジランド	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
セイシェル	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
赤道ギニア	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
セネガル	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
象牙海岸共和国	980,000	900,000	821,800	765,000	685,600
ソマリア	890,000	870,000	801,000	746,900	673,400
タンザニア	840,000	780,000	718,700	670,500	605,800
チャード	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
中央アフリカ	910,000	890,000	818,600	763,700	690,200
チュニジア	650,000	630,000	574,000	533,600	474,800
トーゴ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
ナイジェリア	1,130,000	990,000	910,800	848,900	763,600
ニジェール	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
ブルンディ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
ベナン	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
ボツワナ	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
マダガスカル	810,000	740,000	684,600	637,600	572,900
マラウイ	730,000	710,000	657,200	612,100	550,400
マリ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
南アフリカ共和国	760,000	690,000	631,300	586,200	518,500
モーリシャス	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700
モーリタニア	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
モザンビーク	730,000	710,000	657,200	612,100	550,400
モロッコ	650,000	630,000	574,000	533,600	474,800
リビア	830,000	810,000	746,200	696,000	628,300
リベリア	880,000	860,000	791,200	738,300	667,700
ルワンダ	1,020,000	990,000	910,800	848,900	763,600
レソト	730,000	710,000	652,800	607,400	542,700

二 総領事館

地 域	所 在 地	号			
		総 領 事	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	カルカタ	570,000	505,500	452,500	397,200
	ボンベイ	570,000	505,500	452,500	397,200
	マドラス	560,000	505,500	452,500	397,200
	ウジュン・パンダン	730,000	663,100	595,400	524,200
	ジャカルタ	670,000	610,100	542,400	473,600
	スラバヤ	670,000	610,100	542,400	473,600
	メダン	700,000	610,100	542,400	473,600
	バンコック	590,000	533,600	474,800	414,800

349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
377,600	334,100	294,900	271,000	251,400	222,800	203,100	183,500
360,900	319,400	282,100	259,200	240,600	213,000	194,300	175,700
356,000	314,500	275,300	253,700	234,100	209,800	190,100	170,500
372,600	329,200	288,000	265,400	244,800	219,600	199,000	178,400
349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
333,300	294,100	254,900	235,300	215,700	196,100	176,400	156,800
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
360,900	319,400	282,100	259,200	240,600	213,000	194,300	175,700
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
389,900	345,300	308,000	282,300	263,700	230,200	211,500	192,900
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
339,300	299,800	262,500	241,900	223,300	200,000	181,300	162,700
316,600	279,400	242,100	223,500	204,900	186,300	167,600	149,000
349,900	308,800	267,600	247,000	226,400	205,900	185,300	164,700
449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400
488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,800	243,100
456,600	404,100	359,000	329,300	306,800	269,400	246,800	224,300
410,900	363,500	320,300	294,500	272,900	242,400	220,800	199,200
416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 三九六

	釜山	610,000	535,200	473,500	411,700
	広州	610,000	556,400	497,600	436,400
	上海	610,000	556,400	497,600	436,400
	カラチ	600,000	531,000	475,100	416,800
	マニラ	590,000	533,600	474,800	414,800
	ペナン	620,000	559,100	497,400	434,400
	香港	630,000	535,200	473,500	411,700
北 米	アガナ	650,000	586,200	518,500	450,900
	アトランタ	560,000	509,700	450,900	392,100
	アンカレッジ	650,000	586,200	518,500	450,900
	カンザス・シティ	560,000	509,700	450,900	392,100
	サン・フランシスコ	580,000	509,700	450,900	392,100
	シアトル	580,000	509,700	450,900	392,100
	シカゴ	580,000	509,700	450,900	392,100
	ニュー・オルリンズ	560,000	509,700	450,900	392,100
	ニュー・ヨーク	730,000	560,700	496,000	431,300
	ヒューストン	580,000	509,700	450,900	392,100
	ポートランド	560,000	509,700	450,900	392,100
	ボストン	620,000	560,700	496,000	431,300
	ホノルル	640,000	560,700	496,000	431,300
	ロス・アンジェルス	580,000	509,700	450,900	392,100
	ヴァンクーヴァー	550,000	484,300	428,400	372,500
	ウィニペグ	540,000	484,300	428,400	372,500
	エドモントン	540,000	484,300	428,400	372,500
	トロント	550,000	484,300	428,400	372,500
	モントリオール	550,000	484,300	428,400	372,500
中 南 米	クリチバ	540,000	484,300	428,400	372,500
	サン・パウロ	550,000	484,300	428,400	372,500
	ベレーン	580,000	531,000	475,100	416,800
	ポルト・アレグレ	540,000	484,300	428,400	372,500
	マナオス	620,000	561,200	505,300	445,800
	リオ・デ・ジャネイロ	550,000	484,300	428,400	372,500
	レシフェ	560,000	508,200	452,300	395,200
	リマ	540,000	484,300	428,400	372,500
欧 州	ミラノ	590,000	535,200	473,500	411,700
	ジュネーヴ	760,000	688,100	608,700	529,300
	ラス・パルマス	650,000	586,200	518,500	450,900
	ナホトカ	790,000	696,000	628,300	555,600
	ハバロフスク	730,000	663,100	595,400	524,200
	レニングラード	670,000	607,400	542,700	475,600
	デュッセルドルフ	710,000	637,100	563,600	490,100
	ハンブルグ	730,000	637,100	563,600	490,100
	フランクフルト	710,000	637,100	563,600	490,100

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 三九八

416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000
399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
488,000	432,300	387,200	354,000	331,500	288,200	265,600	243,100
554,000	490,900	439,900	402,300	376,800	327,400	301,900	276,400
366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
383,300	338,200	293,100	270,500	248,000	225,500	202,900	180,400

別							
4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円 372,600	円 329,200	円 288,000	円 265,400	円 244,800	円 219,600	円 199,000	円 178,400
406,000	358,600	313,500	288,900	266,400	239,200	216,600	194,100

別								
3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号
円	円	円	円	円	円	円	円	円
431,300	366,600	323,500	280,300	258,800	237,200	215,700	194,100	172,500
529,300	449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
529,300	449,900	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700	238,200	211,700
470,500	399,900	352,900	305,800	282,300	258,800	235,300	211,700	188,200
490,100	416,600	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100	220,500	196,000

11 号	12 号	13 号	14 号	15 号	16 号	17 号	18 号	19 号	20 号	21 号	22 号
円 347,100	円 331,100	円 315,100	円 299,100	円 283,100	円 267,100	円 251,100	円 235,100	円 219,100	円 203,100	円 187,100	円 171,100

	ベルリン	730,000	637,100	563,600	490,100
	ボン	710,000	637,100	563,600	490,100
	ミュンヘン	710,000	637,100	563,600	490,100
	パリ	680,000	611,700	541,100	470,500
	マルセイユ	680,000	611,700	541,100	470,500
	ロンドン	760,000	688,100	608,700	529,300
大 洋 州	シドニー	640,000	560,700	496,000	431,300
	パース	620,000	560,700	496,000	431,300
	ブリスベン	620,000	560,700	496,000	431,300
	メルボルン	640,000	560,700	496,000	431,300
	オークランド	680,000	611,700	541,100	470,500
	ポート・モレスビー	760,000	696,000	628,300	555,600
中 近 東	ホラムジャハル	870,000	789,200	712,800	630,500
	イスタンブル	620,000	560,700	496,000	431,300
ア フ リ カ	プレトリア	650,000	586,200	518,500	450,900

三 領事館

地 域	所 在 地	号			
		領事館の長	1 号	2 号	3 号
ア ジ ア	コタ・キナバル	600,000 円	559,100 円	497,400 円	434,400 円
中 南 米	エンカルナシオン	650,000	610,100	542,400	473,600

四 政府代表部

地 域	所 在 地	号				
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号
北 米	ニュー・ヨーク (国際連合)	860,000 円	660,000 円	603,800 円	560,700 円	496,000 円
欧 州	ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関)	1,050,000	820,000	741,000	688,100	608,700
	(軍縮委員会)	840,000	820,000	741,000	688,100	608,700
	パリ (経済協力開発機構)	940,000	720,000	658,700	611,700	541,100
	ブラッセル (欧州共同体)	880,000	750,000	686,100	637,100	563,600

別表第三 研修員手当(第二十条の二関係)

号 別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号
手 当 額	507,100 円	491,100 円	475,100 円	459,100 円	443,100 円	427,100 円	411,100 円	395,100 円	379,100 円	363,100 円

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号

附則

この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アルバニア日本国大使館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

理由

在外公館として在アルバニア日本国大使館等々新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の内容は次のとおりである。

1 在アルバニア日本国大使館を新設すること。

2 在アンカレッジ日本国領事館を総領事館に昇格させること。

3 新設及び昇格する在外公館に勤務する在外職員に、既設の在外公館に勤務する在外職員の在勤基本手当の基準額を改定すること。

4 研修員手当の額を改定すること。

なお、この法律は昭和五十七年四月一日から施行し、在アルバニア日本国大使館の新設に関する改正規定は、政令で定める日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約九億五千万円が昭和五十七年度一般会計予算に計上されている。右報告する。

昭和五十七年三月十八日

衆議院議長 福田 一殿
内閣委員長 石井 一

(別紙)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について速やかに検討の上、善処すべきである。

一 激動する国際情勢の中にあつて我が国の外交を一層機動的に展開し、我が国の国際的責務を遂行しうよう、情報機能の強化をはじめとして平和外交の推進など外交実施体制の一層の拡充・強化に努めること。

一 在外職員、特に生活及び勤務の環境の厳しい地域に勤務する職員が、職務と責任に応じて能力を十分に発揮しうよう、また、これら職員の在勤期間の長期化等に配慮し、環境の整備・処遇の改善等必要な措置を講ずること。

一 在外公館の事務所及び公邸の国有化を推進するとともに、在外職員宿舎の整備に努めること。

一 海外子女教育の一層の充実を期するため、在外日本人学校及び補習授業校の拡充、子女教育手当の充実、帰国子女教育の制度及び施設の改善整備等の対策を総合的に推進すること。

一 海外に在留する邦人が選挙権の行使ができるよう適切な措置を検討すること。

右決議する。

地域改善対策特別措置法案

国会に提出する。

昭和五十七年二月十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

地域改善対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という。)について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業(以下「地域改善対策事業」という。)の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

第二条 国及び地方公共団体は、前条の目的を達成するため、協力して、地域改善対策事業を迅速かつ総合的に推進するように努めなければならない。

第三条 国及び地方公共団体は、地域改善対策事業を実施するに当たっては、対象地域とその周辺地域との一体性の確保を図り、公正な運営に努めなければならない。

第四条 国民は、地域改善対策事業の本旨を理解し、相互に基本的人権を尊重するとともに、地域改善対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

第五条 地域改善対策事業でこれに要する経費について国が負担し、又は補助するものに対するその負担又は補助については、政令で特別の定めをする場合を除き、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。

第六条 前項の場合において、法律の規定で国の負担又は補助の割合として三分の二を下る割合を定

四〇〇

めしているものうち政令で定めるものについては、政令でこれを三分の二とするものとする。

(地方債)

第四条 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることが出来る。

第五条 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第五条 地域改善対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和六十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、昭和六十二年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年以降の年度に繰り越されたものにより実施される地域改善対策事業については第三条から第五条までの規定、昭和六十一年度以前年度の年度に地域改善対策事業の財源に充てるため発行を許可された地方債については第五条の規定及び附則第四項の規定は、なおその効力を有する。

(経過措置)

3 昭和五十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和五十七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和五十七年度以降の年度に繰り越されたものにより実施される旧同和对策事業特別措置法(昭和四十四年法律第六十号。以下「旧法」という。)第二条に規定する同和对策事業については、旧法第七条、第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。

4 昭和五十六年度以前の年度の同和对策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債については、旧法第十条の規定は、なおその効力を有する。

(地方交付税法の一部改正)

5 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項の表中「同和对策事業債償還費」を「地域改善対策事業債償還費」に、「同和对策事業費」を「地域改善対策事業費又は同和对策事業費」に改め、同条第二項の表中「同和对策事業費」を「地域改善対策事業費又は同和对策事業費」に、「同和对策事業特別措置法」を「地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第号)第五条又は旧同和对策事業特別措置法」に改める。

6 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第九条の規定は、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。

(総理府設置法の一部改正)

7 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表同和对策協議会の項を次のように改める。

地域改善対策協議会

地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第号)第一条に規定する対象地域の地域改善対策として推進すべき施策で関係行政機関相互の緊密な連絡を要するものに関する基本的事項を調査審議すること。

附則第四項を次のように改める。

4 第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、地域改善対策協議会は、昭和六十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

理 由

歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に資するため、当該地域について行われる地域改善対策事業の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域改善対策特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、同和对策事業特別措置法が、昭和五十七年三月三十一日をもつて失効することに伴い、新たな立法措置により、引き続き、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という。)における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に資するため、生活環境の改善等に関する事業を円滑に実施するために必要な特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 対象地域について実施する事業は、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業(以下「地域改善対策事業」という。)とすること。

2 地域改善対策事業の円滑な実施を図るため、国及び地方公共団体は、協力して、同事業を迅速かつ総合的に推進するように努めなければならないものとするとともに、事業を実施するに当たっては、対象地域と周辺地域との一体性の確保を図り、公正な運営に努めなければならないものとする。

また、国民は、同事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、事業の円滑な実施に協力するように努めなければならないものとする。

3 地域改善対策事業に要する経費について、地方公共団体の財政負担を軽減するため、同事業に係る国の負担又は補助については、原則として、予算の範囲内で、三分の二の割合をもつて算定するものとする。地方公共団体が必要とする経費については、地方債をもつてその財源とすることができ、当該地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

4 同和对策事業特別措置法の失効に伴う所要の経過措置について規定するほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

なお、この法律は、昭和五十七年四月一日から施行し、昭和六十二年三月三十一日限り、その効力を失うこととしている。

二 議案の可決理由

本案は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に資するため、要当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党の中路雅弘君外一名から、題名を「同和对策事業特別措置法」に改めるほか、同和对策事業の実施に関する基本方針及び計画の策定、同和对策推進協議会の設置、同和对策事業に關して執られた措置の国会への報告等に関する修正案が提出されたが、賛成少数のため否決された。

この修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、田邊総理府総務長官より「遺憾ながら賛成いたしかねる。」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約二千七百四十五億円が、昭和五十七年度一般会計予算及び特別会計予算に計上されている。

昭和五十七年三月十八日

内閣委員長 石井 一

衆議院議長 福田 一殿

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十七年二月十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案

松くい虫防除特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松くい虫被害対策特別措置法

第一条中「保護する」を「保護し、及びその有する機能を確保する」に、「特別防除」を「松くい虫の被害対策」に、「計画的」を「総合的」に改める。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「特別伐倒駆除」とは、松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕(農林水産省令で定める基準に従い行うものに限る。以下同じ。)又は当該樹木の伐倒及び焼却

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(炭化を含む。)をいう。

4 この法律において「高度公益機能松林」とは、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された松林その他の公益的機能が低い松林として政令で定める松林をいう。

5 この法律において「被害拡大防止松林」とは、松くい虫の被害対策を緊急に行わないとすれば、松くい虫が運ぶ線虫類により当該松林に発生している被害が著しく拡大することとなると認められる松林(高度公益機能松林を除く。)をいう。

第三条第一項を次のように改める。

農林水産大臣は、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に発生している異常な被害が終息することともに、松林の有する機能が確保されることとなるように、昭和五十七年度以降の五箇年間にわいて実施すべき松くい虫の被害対策に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

第三条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 松くい虫の被害対策の総合的な推進に関する基本的な指針

二 特別伐倒駆除並びに松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び薬剤による防除に関する基本的な事項

三 特別防除を行うべき松林に関する基準、特別防除を行う松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようするための必要な措置に関する事項その他松くい虫の薬剤による防除に関する基本的な事項

四 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生し

ている松林を保護し、及びその有する機能を確保するために松林の他の樹種又は松くい虫が運ぶ線虫類により枯死するおそれのない松からなる森林への転換に関する基本的な事項

五 その他松くい虫の被害対策に関する重要事項

第四条の見出しを「(都道府県実施計画)」に改め、同条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「(昭和二十六年法律第二百四十九号)」を削り、「(薬剤による防除)」を「被害対策」に、「(実施計画)」を「(都道府県実施計画)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 松くい虫の被害対策の実施方針

二 基本方針に定める特別防除を行うべき松林に関する基準に適合する二以上の松林を合わせて政令で定めるところにより特別防除の単位として定める松林群(以下「松林群」という。)に関する事項

三 高度公益機能松林若しくは被害拡大防止松林又は松林群のうち高度公益機能松林若しくは被害拡大防止松林を含むものに係る前条第二項第二号から第四号までに規定する措置(以下「特定措置」という。)の計画的な実施に関し必要な事項

四 高度公益機能松林及び被害拡大防止松林以外の松林又は松林群のうち高度公益機能松林及び被害拡大防止松林を含まない松林群であつて、特定措置を前号の松林又は松林群に係る特定措置の実施と調和を保ちつつ計画的に実施する必要があると認められるものに関する基準その他次条第一項の地区実施計画の指針となるべき事項

五 その他松くい虫の被害対策の実施に関し必要な事項

第四条第三項及び第四項中「実施計画」を「都道府県実施計画」に改め、同条の次に次の一条並びに見出し及び二条を加える。

府県実施計画」に改め、同条の次に次の一条並びに見出し及び二条を加える。

(地区実施計画)

第四条の二 前条第二項第四号の基準に適合する松林又は松林群の全部又は一部がその区域内にある市町村は、同条第四項の通知を受けた場合において、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に発生している異常な被害の終息及び松林の有する機能の確保を図るため必要があると認めるときは、その区域内にある当該基準に適合する松林又は松林群につき、松林を所有し、又は管理する者が行うべき特定措置の実施に関する計画(以下「地区実施計画」という。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 地区実施計画においては、その対象となる松林又は松林群についての特定措置の計画的な実施に必要事項を定めるものとし、その内容は、都道府県実施計画と調和するものでなければならない。

3 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、その対象となる松林を所有する者の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。

4 市町村は、地区実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(特別伐倒駆除命令等)

第四条の三 農林水産大臣は、松くい虫が異常にまん延して森林資源たる松林に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、早期に、かつ、徹底的にこれを駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要な限度において、区域及び期間を定め、次に掲げる要件に該当する松林につき、当該松林を所有し、又は管理する者に對し、特別伐倒駆除を命ずることができ、

一 高度公益機能松林又は被害拡大防止松林であること。

二 松くい虫が運ぶ線虫類により当該松林に発生している被害の程度が政令で定める被害率以上であること。

2 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第三條第二項から第八項まで及び第四條の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同法第三條第二項中「第八條」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第十條の二」と、同法第三條第三項中「左の」とあるのは「第一号、第三号及び第四号に掲げる」と、「森林病害虫等の駆除」とあるのは「松くい虫の駆除」と、同法第四項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第四條の三第一項に規定する松林」と、「同項」とあるのは「前項」と、同法第七項中「左」とあるのは「第一号」と、同法第一号イ中「第三項各号」とあるのは「第三項第一号、第三号及び第四号」と、同法第四條第一項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松林」と、同法第二項中「第八條第一項」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第十條の二第一項」と読み替へるものとする。

第四条の四 都道府県知事は、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要があるとき、区域及び期間を定め、前条第一項各号に掲げる要件に該当する松林につき、当該松林を所有し、又は管理する者に對し、特別伐倒駆除を命ずることができ、

2 森林病害虫等防除法第三條第三項から第八項まで及び第四條の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同法第三條第三項中「左の」とあるのは「第一号、第三号及び第四号に掲げる」と、「森林病害虫等の駆除」とあるのは「松くい虫の駆除」と、同法第四項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第四條の四第一項に規定する松林」と、「同項」とあるのは「前項」と、同法第七項中「左」とあるのは「第一

生している被害の程度が政令で定める被害率以上であること。

「一号」と、同項第一号イ中「第三項各号」とあるのは「第三項第一号、第三号及び第四号」と、同法第四條第一項中「森林、樹木、指定種苗又は伐採木等」とあるのは「松」と、同条第二項中「第八條第一項」とあるのは「松くい虫被害対策特別措置法第十條の二第一項」と読み替えるものとする。

第五條の前の見出し中「命令」を「駆除命令」に改め、同条第一項中「昭和二十五年法律第五十三号」及び「以下同じ」を削り、同項第一号中「森林法第二十五條第一項又は第二項の規定により保安林として指定された松林その他の公益的機能が高い松林で政令で定めるもの」を「高度公益機能松林」に改める。

第九條の見出しを「都道府県実施計画と駆除命令との関係」に改め、同条中「第三條第一項第四号に掲げる命令又は同法」を「第三條第一項又は」に、「実施計画」を「都道府県実施計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(地区実施計画の遵守)

第九條の二 地区実施計画の対象となる松林を所有し、又は管理する者は、地区実施計画に即して特定措置を実施するよう努めなければならない。

2 市町村長は、前項に規定する者が特定措置を実施していないと認める場合において、地区実施計画の達成上必要があるときは、その者に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

第十條中「防除」を「被害対策」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(損失補償)

第十條の二 国又は都道府県は、第四條の三第一項又は第四條の四第一項の規定による命令により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による補償の額は、松の樹木の伐倒、破砕又は炭化の措置を行うことにより通常

生ずべき損失額に相当する金額及び松の樹木の焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額とする。

3 森林病害虫等防除法第八條第三項から第六項までの規定は、第一項の規定による補償について準用する。

第十一條中「より、」の下に「第四條の四第一項又は同条第二項において準用する森林病害虫等防除法第四條第一項の規定により都道府県知事が行う特別伐倒駆除に関する措置に要する費用及び」を加える。

第十二條中「第五條第一項又は」を「第四條の三第一項若しくは同条第二項において準用する同法第四條第一項若しくは同法第四條の四第一項若しくは」に改め、「第十條の規定は」の下に「第四條の四第一項若しくは同条第二項において準用する同法第四條第一項の規定による特別伐倒駆除に関する措置又は」を加え、「松くい虫防除倒除に関する措置又は」を加え、「松くい虫防除倒除に関する措置又は」を加え、「松くい虫被害対策特別措置法第六條第一項又は」を「松くい虫被害対策特別措置法第四條の三第一項若しくは同条第二項において準用する同法第四條の四第一項若しくは」に改め、「第十條の規定は」の下に「第四條の四第一項若しくは同条第二項において準用する同法第四條第一項の規定による特別伐倒駆除に関する措置又は」を加え、「松くい虫防除倒除に関する措置又は」を加え、「松くい虫被害対策特別措置法第五條第一項」を「松くい虫被害対策特別措置法第四條の四第一項若しくは同条第二項において準用する同法第四條第一項の規定により都道府県知事が行う特別伐倒駆除に関する措置又は同法第五條第一項」に改める。

第十三條中「ほか、」の下に「第四條の四第一項又は同条第二項において準用する同法第四條第一項の規定による特別伐倒駆除に関する事務及び」を加え、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(罰則)

第十四條 第四條の三第一項又は第四條の四第一項の規定による命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附則第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(森林病害虫等防除法の一部改正)

2 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條を次のように改める。

第十三條 農林水産大臣又は都道府県知事の第三條第一項第五号に掲げる命令に違反した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十四條中「左の」を「次の」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

第十五條中「左の」を「次の」に、「二万円」を「十万円」に改める。

理由

松くい虫が運ぶ線虫類により松林に異常な被害が依然として発生している状況にかんがみ、被害木の破砕、焼却等による駆除、航空機による薬剤防除、松林の他の樹種からなる森林への転換等の松くい虫の被害対策を緊急かつ総合的に推進するための措置を講じ、もつて森林資源として重要な松林を保護し、及びその有する機能を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ある。

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は「松くい虫防除特別措置法」が昭和五十七年三月三十一日に失効することになる一方、松くい虫被害が依然として異常発生している状況にかんがみ、法律の失効期限を五箇年間延長するとともに、各般にわたる松くい虫の被害対策を緊急かつ総合的に推進するための措置を講じ、もつて森林資源として重要な松林を保護し、及びその有する機能を確保しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 法律の題名について、各般にわたる松くい虫の被害対策を、緊急かつ総合的に推進するための特別法という趣旨で、「松くい虫被害対策特別措置法」に改めること。

(二) 従来の特別防除に加え、被害木の伐倒と併せて破砕、焼却等を行う特別伐倒駆除のほか、樹種転換等を含めた松くい虫の被害対策を計画に基づいて総合的に実施すること。

このため、農林水産大臣が定める基本方針及び都道府県知事が定める都道府県実施計画の内容を拡充すること。また、これに加え、市町村においても、松林の所有者等による自主的な被害対策を推進するため、地区実施計画を策定すること。

(三) 被害のまん延している地域において、公益的機能の高い松林及び被害の拡大を防止する上で重要な松林の防除の徹底を図るため、農林水産大臣又は都道府県知事が、松林所有者等に対し、特別伐倒駆除の命令を行うことができることとする。

また、農林水産大臣又は都道府県知事が、命令に代えて行う特別防除を、引き続き実施すること。

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

二 議案の修正議決理由

本案は、松くい虫の被害対策を緊急かつ総合的に推進するための措置としておおむね妥当なものとして認め、農林水産大臣が定める基本方針において、自然環境等の保全の面から特別防除を行うことが適当でない認められる松林が明確になるように定めなければならないこととする等の修正を行う必要を認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本修正は、加藤純一君外三名提出の自由民主党・公明党・国民会議・民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合の共同提案に係るものである。

また、本案に対し、新盛辰雄君から、法律の題名を「松くい虫被害対策の総合的推進に関する特別措置法」に改めること等を内容とする日本社会党提案に係る修正案が、藤田スミ君外一名から、農林水産大臣の定める基本方針に、松くい虫の被害を受けた松の樹木の利用対策の推進に関する基本的事項を追加すること等を内容とする日本共産党提案に係る修正案がそれぞれ提出されたが、いずれも否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十七年度一般会計予算（農林水産省所管）に、松くい虫防除に必要な経費として七十一億八千二百六十八万六千円のほか、松くい虫被害地緊急造林事業に必要な経費八億七千七百七十二万四千円、松くい虫被害緊急対策治山事業に必要な経費八億九千七百七十万円が計上されている。

右報告する。

昭和五十七年三月十八日
農林水産委員長 羽田 孜
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

（小字及び一は修正）

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 松くい虫の被害対策の総合的な推進に関する基本的な指針

二 特別伐倒駆除並びに松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び薬剤による防除に関する基本的な事項

三 特別防除を行うべき松林に関する基準、特別防除を行う松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようするために必要な措置に関する事項その他松くい虫の薬剤による防除に関する基本的な事項

四 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林を保護し、及びその有する機能を確保するために松林の他の樹種又は松くい虫が運ぶ線虫類により枯死するおそれのない松からなる森林への転換に関する基本的な事項

五 その他松くい虫の被害対策に関する重要事項

3 前項第三号に規定する特別防除を行うべき松林に関する基準は、当該松林の存する地域の自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、特殊鳥獣（特殊鳥獣の保護等の規制に関する法律（昭和四十七年法律第四十九号）第二条第一項に規定する特殊鳥獣をいう）、天然記念物（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六十九条第一項の規定により指定された天然記念物をいう）等の貴重な野生動物植物の生存する松林その他の松林で特別防除を行うことが適当でない認められるものが明確になるように定めなければならない。

第四条の見出しを「（都道府県実施計画）」に改め、同条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「（昭和二十六年法律第二百四十九号）」を削

り、「薬剤による防除」を「被害対策」に、「実施計画」を「都道府県実施計画」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 松くい虫の被害対策の実施方針

二 基本方針に定める特別防除を行うべき松林に関する基準に適合する二以上の松林を合わせて政令で定めるところにより特別防除の単位として定める松林群（以下「松林群」という。）に関する事項

三 高度公益機能松林若しくは被害拡大防止松林又は松林群のうち高度公益機能松林若しくは被害拡大防止松林を含むものに係る前条第二項第二号から第四号までに規定する措置（以下「特定措置」という。）の計画的な実施に關し必要な事項

四 高度公益機能松林及び被害拡大防止松林以外の松林又は松林群のうち高度公益機能松林及び被害拡大防止松林を含まない松林群であつて、特定措置を前号の松林又は松林群に係る特定措置の実施と調和を保ちつつ計画的に実施する必要があると認められるものに関する基準その他次条第一項の地区実施計画の指針となるべき事項

五 その他松くい虫の被害対策の実施に關し必要な事項

第五条の前の見出し中「命令」を「駆除命令」に改め、同条第一項中「（昭和二十五年法律第五十三号）及び以下同じ。」を削り、同項第一号中「森林法第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された松林その他の公益的機能が高度松林で政令で定めるもの」を「高度公益機能松林」に改める。

第八条中「行方者は」の下に、「自然環境及び生活環境の保全に配慮しを加え、」と、「と」とし、地域住民等関係者の理解と協力を得られることとなるように努めるものとする」に改める。

第九条の見出しを「（都道府県実施計画と駆除命令との関係）」に改め、同条中「第三条第一項第四号に掲げる命令又は同法」を「第三条第一項又は」に、「実施計画」を「都道府県実施計画」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（地区実施計画の遵守）
第九条の二 地区実施計画の対象となる松林を所有し、又は管理する者は、地区実施計画に即して特定措置を実施するよう努めなければならない。

2 市町村長は、前項に規定する者が特定措置を実施していないと認める場合において、地区実施計画の達成上必要があるときは、その者に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

〔別紙〕

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、各般にわたる松くい虫の被害対策を緊急かつ総合的に推進することにより、松くい虫被害を早急に終息させるとともに、松林の有する機能を確保するため、左記事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

記

一 特別防除に特別伐倒駆除、被害松林の樹種転換等を加えた総合的な松くい虫の被害対策が地域の被害態様に応じて適切に実施されるよう、国、都道府県、市町村、森林組合等を通じて実施体制を早急に整備するとともに、松くい虫による異常な被害を終息させるよう必要な予算の確保に努めること。

二 地区実施計画の策定に当たっては、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする

協議会等の関係等により、地元関係者の意向が反映されるよう努めること。

三 特別伐倒駆除の実施に当たっては、必要な労働力の確保をはじめ被害木の破砕、焼却等に必要な施設の整備、松材の有効利用の促進、火災の防止、安全作業の確保等に努めること。

四 特別防除の実施に当たっては、利害関係者等の意見の尊重と周知徹底に努めること。

五 特別防除の関係地域住民の生活環境及び野鳥、昆虫、水質、土壌等の自然環境に及ぼす影響について必要な調査を引き続き実施するとともに、特別防除の実施により、被害が発生した場合に、直ちにその特別防除を中止し、原因の究明及び円滑な損害補償を行うこと。

六 誘引剤、天敵等の利用その他松くい虫の有効な駆除の方法についての研究開発に必要な予算及び研究者を確保し、その成果の早期実現に努めるとともに、線虫類に対して抵抗性を有する松の品種の育成及び供給体制の整備を図ること。右決議する。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和五十七年二月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件

内閣は、漁港整備計画の全部を別紙のとおり変更したので、漁港法（昭和二十五年法律第百三十

七号）第十七条第三項の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔別紙〕
漁港整備計画

我が国の水産業は、国民の生活に必要な動物性たん白質食料の半ばを水産物に依存している我が国において重要な役割を果たしているが、水産業をめぐる国際環境、経済的諸条件等の著しい変化に対処して水産物の安定的供給を確保するためには、今後一層その積極的な振興を図ることが必要である。このため、漁業の動向に即応して、水産業の基盤である漁港について全国的に計画的な整備拡充を行い、その機能の増進と安全性の確保を図り、もって漁業生産の確保と流通の円滑化及び漁業経営の安定に資する必要がある。

一 計画方針

1 漁業と漁港施設の現状とを基礎とし、将来における漁業生産の確保、流通機構の改善、漁港の安全性の確保、地域社会の基盤強化の観点から、沿岸漁業及び増養殖漁業振興上重要な漁港、沖合漁業の根拠地として重要な漁港、遠洋漁業の根拠地として重要な漁港並びに漁場の開発又は漁船の避難上特に必要な漁港について整備する。

2 整備する漁港の選定に当たっては、指定漁港のうち漁業振興上及び地域振興上重要であり、かつ、漁港施設の不足度の高いもの、事業効果の大きいもので緊急に整備する必要があるものを採択する。

二 計画

1 前項の計画方針に基づき、昭和五十七年度以降六年度に四百八十港の漁港について、それぞれの漁港に適応した外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地等を整備する。

2 整備漁港
第一種漁港

都道府県名		北海 道		漁 港 名		整備を必要とする主な施設																				
宗	東	新	力	古	塩	幌	横	千	鶴	太	上	長	関	相	上	の	沙	松	清	静	札	白	小	涌	上	木
谷	泊	湊	昼	潭	谷	意	洞	走	泊	田	浦	磯	内	沼	国	吹	江	部	浦	前	神	石	元	磯	直	
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	
輸送施設															輸送施設											
															漁港施設用地											

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件及び同報告書

鳥取	岡山	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎
夏泊	正頭	大島	大島	白方(白方)	垣生	高岡	稲童	加唐島	千尋藻
外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

計	阿波連	湯本	諸津	八幡浦	小崎	立串	小崎	土井ノ浦	山ノ下	馬瀬(富江)	嵯峨島	大根坂	黒島	戸石	京泊(南串山)
百二十三港	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設	外郭施設 係留施設
	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地	漁港施設用地

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件及び同報告書

四〇八

第二種漁港

都道府県名 漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

浜 鬼 志 別

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

恵 山 泊

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

鬼 鹿

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

美 国

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

神 内

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

泊 (後志)

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

豊 浜

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

館 浜

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

吉 岡

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

八 雲

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

登 別

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

知 別

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

斜 里

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

常 呂

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

湧 別

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

沙 留

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

青 森

北 金ヶ 沢

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

三 厩

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

平 沼

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

小 湊

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

下 呂

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地外郭施設
係留施設
水域施設
輸送施設

岩 手

久 喜

外郭施設
係留施設
水域施設

太 田

名 部

外郭施設
係留施設
水域施設

重 田

老

外郭施設
係留施設
水域施設

大 茂

沢

外郭施設
係留施設
水域施設

船 越

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

唐 丹

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

崎 浜

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

綾 里

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

長 部

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

宮 城

泊 (歌津)

外郭施設
係留施設
水域施設

志 津

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

桃 浦

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

磯 崎

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

桂 島

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

荒 上

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

秋 田

金 岩 館

外郭施設
係留施設
水域施設

山 形

堅 由 良

外郭施設
係留施設
水域施設

福 島

請 戸

外郭施設
係留施設
水域施設

茨 城

平 沼

外郭施設
係留施設
水域施設

磯 崎

外郭施設
係留施設
水域施設輸送施設
漁港施設用地

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件及び同報告書

愛知	静岡	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉
知	岡	井	川	山	潟	奈	京	葉
知	吉	日	松	黒	姫	長	坪	富
柄	田	向	波	倉	津	井	田	津
外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
新	静	福	石	富	新	神	東	千
潟	岡	井	川	山	潟	奈	京	葉
出	静	日	松	黒	市	川	坪	勝
雲	浦	茶	高	部	名	長	田	浦
屋	浦	崎	倉	部	立	井	田	東
外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
三	和	兵	京	三	三	三	三	三
重	歌	庫	都	重	重	重	重	重
答	山	垂	伊	答	答	答	答	答
桃	賀	室	根	志	志	志	志	志
取	賀	勢	水	水	水	水	水	水
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
一	和	兵	京	三	三	三	三	三
日	歌	庫	都	重	重	重	重	重
周	賀	室	伊	答	答	答	答	答
色	賀	勢	水	水	水	水	水	水
係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設

四一〇

太 地	三 輪 崎	外郭施設 保留施設 水域施設 輸送施設	鳥 取 泊	外郭施設 保留施設 水域施設 漁港施設用地	島 根	御 津	外郭施設 保留施設 水域施設	小 伊 津	外郭施設 保留施設 水域施設	仁 万	外郭施設 保留施設 水域施設	須 津	外郭施設 保留施設 水域施設	大 浜	外郭施設 保留施設 水域施設	豐 田	外郭施設 保留施設 水域施設 輸送施設	知 夫	外郭施設 保留施設 水域施設	岡 山	穗 浪	外郭施設 保留施設 水域施設 漁港施設用地	大 島	外郭施設 保留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	下 津 井	外郭施設 保留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	廣 島	阿 多	外郭施設 保留施設 水域施設 輸送施設	美 能	外郭施設 保留施設 水域施設	深 江	外郭施設 保留施設 水域施設	倉 橋	外郭施設 保留施設 水域施設 漁港施設用地	豐 島	外郭施設 保留施設 水域施設	吉 和	外郭施設 保留施設 水域施設	箱 崎	外郭施設 保留施設 水域施設	山 口	柳 井	外郭施設 保留施設 水域施設 漁港施設用地	上 関	外郭施設 保留施設 水域施設	野 島	外郭施設 保留施設 水域施設	波 崎	外郭施設 保留施設 水域施設	床	外郭施設 保留施設 水域施設
--------	-------------	------------------------------	-------------	--------------------------------	--------	--------	----------------------	-------------	----------------------	--------	----------------------	--------	----------------------	--------	----------------------	--------	------------------------------	--------	----------------------	--------	--------	--------------------------------	--------	--	-------------	--	--------	--------	------------------------------	--------	----------------------	--------	----------------------	--------	--------------------------------	--------	----------------------	--------	----------------------	--------	----------------------	--------	--------	--------------------------------	--------	----------------------	--------	----------------------	--------	----------------------	---	----------------------

昭和五十七年三月十九日 衆議院会議録第十二号 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件及び同報告書

[illegible][illegible]

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件及び同報告書

四二二

第三種漁港

都道府県名

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

北海道

漁港名

整備を必要とする主な施設

静岡県

用田

宗子

外郭施設 係留施設 水域施設

福岡県

小浜

外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設

石川県

橋島

外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

富山県

氷見

外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地

新潟県

阿津

外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

神奈川県

小田

外郭施設

千葉県

船形

外郭施設 係留施設 水域施設

千葉県

勝浦

外郭施設 係留施設 輸送施設

千葉県

小湊

外郭施設 係留施設 水域施設

千葉県

天川

外郭施設 係留施設 水域施設

千葉県

鴨川

外郭施設 係留施設 水域施設

千葉県

船形

外郭施設 係留施設 水域施設

茨城県

波崎

外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

茨城県

那珂

外郭施設 係留施設 水域施設

茨城県

大津

外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設

福岡県

四松

外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

秋田県

田橋

外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件及び同報告書

愛知	三重	京	兵	和歌山	鳥取	島根	山口	徳島	愛媛	高知	長崎
形原	波切	都舞鶴	庫妻鹿住	山田辺	網代	恵雲郷	仙萩崎	牟岐	深浦	室戸岬	芦辺
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

熊本	宮崎	鹿兒島	計	都道府県名	青森	宮城	千葉	神奈川	静岡	鳥取
野母	牛深	阿久根	七十六港	漁港名	八戸	気仙沼	銚子	三崎	焼津	境
外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地		整備を必要とする主な施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

四一四

[illegible]

和歌山	島根	山口	愛媛	福岡	長崎	大分	宮崎	鹿児島
阿尾田	十村	川尻	本浦	沖の島	伊奈岐	佐賀	北浦	中島
外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地

計	沖繩	大古仁熊	早屋	知名	仲里	久部良	六十九港
		外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設	

なお、本計画は、今後の経済、財政事情及び漁業の動向等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るものとする。

理由

昭和五十二年第八十回国会において承認を受けた漁港整備計画は、その後における水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化等に即応して、これを變更する必要があるため、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、その全部を變更したので、同条同項の規定により国会の承認を求めなければならない。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の變更について承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本件は、最近における漁業情勢その他経済事情の著しい変化に即応し、水産業の基盤である漁港について全国にわたり計画的に整備拡充するため、昭和五十二年三月第八十回国会で承認された漁港整備計画を全面的に變更しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 漁業と漁港施設の現状とを基礎とし、将来における漁業生産の確保、流通機構の改善、漁港の安全性の確保、地域社会の基盤強化の観点から、特に必要な漁港について整備する方針で、漁業振興上及び地域の振興上重要で

あり、かつ、漁港施設の不足度の高い漁港、事業効果の大きいもので緊急に整備する必要のある漁港を採択する。

2 昭和五十七年度以降六年度に、総事業費一兆二千億円をもつて四八〇港の漁港を整備する。

3 四八〇港の内容は、第一種漁港一二三港、第二種漁港二〇一港、第三種漁港七六港、特定第三種漁港一一港及び第四種漁港六九港である。

なお、本計画の実施に当たっては、今後の経済、財政事情及び漁業の動向等を勘案しつつ弾力的に行うものとする。

二 本件の議決理由

水産業を取り巻く諸情勢が著しく変化していること等にかんがみ、漁港整備計画を全面的に變更して、漁港を整備することは妥当な措置であると認め、本件はこれを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十七年三月十九日

衆議院議長 福田 一殿
農林水産委員長 羽田 孜

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔別紙〕

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件に対する附帯決議

我が国水産業は、漁業用燃油価格の高騰、二日海軍海洋新秩序の定着等厳しい環境の中にあつて極めて困難な事態にある。

よつて政府は、かかる状況に対処し、水産業を食料産業として確立するため、漁業生産の基盤であり、水産物流通の拠点であり、更に、地域社会生活の中心的役割を果たす漁港の整備促進につき左記事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

記

一 国家財政が逼迫している中であつての新計画の発足にかんがみ、その完全達成のために必要な予算の確保につき最大限の努力を尽くすこと。

二 計画規模の拡大に伴い地方負担が増大することにかんがみ、事業の円滑な実施に支障を来さないよう地方交付税の確保等に万全を期すること。

三 沿岸漁業等の重要性が一層増大していることにかんがみ、新計画の実施に当たっては、期を同じくして策定される第二次沿岸漁場整備開発計画との関連にも十分配慮しつつ効率的推進を図ること。

右決議する。

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十七年二月二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律

国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九

年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「滞納処分費の還付金」の下に「並びに法令の規定によりこれらに加算すべき金額」を加え、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第十一条第二項中「大蔵大臣は」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「国税庁長官」を所屬の職員一に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条第一項中「還付加算金」を削る。

第十四条第三項中「過誤納金の還付金等に係る」を削り、「因り」を「より」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和五十七年四月一日以後において、国税収納金整理資金に関する法律第十四条第一項の規定により昭和五十六年度に所屬する国税収納金等を歳入へ組み入れる場合における同項の規定の適用については、同項中「過誤納金の還付金等」とあるのは、「国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第号)による改正前の第二条第二項に規定する過誤納金の還付金等」とする。

理由 最近における国税の還付の件数の増加傾向にかんがみ、還付事務の円滑化を図るため、国税の還付加算金の支払について還付金等の支払と同様の取扱いとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における国税の還付加算金の増加傾向にかんがみ、還付事務の円滑化を図るため、還付加算金の支払を還付金等の支払と同様、歳入予算に計上せず、直接、国税収納金整理資金から支払えるよう改める等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、昭和五十七年四月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

還付事務を簡素合理化し、還付加算金の支払の迅速化により納税者の利便を増進しようとする本案は、時宜に適する措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十七年三月十八日

大蔵委員長 森 喜朗

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記の事項について、所要の措置を講ずべきである。

一 国税収納金整理資金に係る取扱いの改正に関連して、還付金及び還付加算金の円滑な事務処理に一層配慮し、納税者の利便の増進に努めること。

一 退職給与引当金の繰入率については、今後における企業年金制度の動向等を見極めつつ、基本的な検討を行うこと。

一 貸倒引当金の法定繰入率については、貸倒実績率の推移等を勘案し、今後とも引き続き検討を行うこと。

一 準備金、特別償却等各種の租税特別措置については、その政策目的、政策効果、利用状況等を勘案し、その整理合理化にさらに努めること。

一 今後の高齢化社会の進展に伴い、年金に関する課税のあり方等について検討すること。

一 土地税制の改正とあわせて住宅建設の促進、地価の抑制、優良宅地の供給等に資する総合的な土地政策を速やかに実行に移すこと。

一 住宅貯蓄控除制度が廃止されることに伴い、財形持家個人融資制度について利子補給を適切かつ確実に実行等勤労者の持家取得のための効果的な施策に十分配慮すること。

一 全国共済農業協同組合連合会が行う適格退職年金の資金運用については、その経理区分の明確化及び長期的展望に立つ健全な運営が図られるよう努め、農協職員に不安を与えないよう配慮すること。

一 自動車重量税を含む自動車関係諸税については、社会経済情勢等の推移に即応しつつ、そのあり方について幅広く検討すること。

一 世論の動向に順み、税務執行の公平を確保するよう特段の努力をすること。

一 申告納税の基本に立つて申告水準の向上等のため、制度面、執行面を通じて納税環境の整備のための具体的方策について早急に検討すること。

一 変動する納税環境、財政再建の緊急性にかんがみ、複雑、困難で、かつ高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財源確保の緊急かつ重要性並びに税務執行面における負担の公平確保の見地から、今後ともその処遇の改善・定員の増加等に一層努力すること。

一 自動車重量税を含む自動車関係諸税については、社会経済情勢等の推移に即応しつつ、そのあり方について幅広く検討すること。

一 世論の動向に顧み、税務執行の公平を確保するよう特段の努力をすること。

一 申告納税の基本に立つて申告水準の向上等のため、制度面・執行面を通じて納税環境の整備のための具体的方策について早急に検討すること。

一 変動する納税環境、財政再建の緊急性にかんがみ、複雑、困難で、かつ高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯及び今後の財源確保の緊急かつ重要性並びに税務執行面における負担の公平確保の見地から、今後ともその処遇の改善・定員の増加等に一層努力すること。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十七年二月二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十條の四」を「第二十條の五」に、「第七款 譲渡所得の特別控除額の特例等(第三十

六条」を「第七款 譲渡所得の特別控除額の特例等(第三十六條)」に、「第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六條の二)第三十六條の五」に、「第五節 住宅控除」を

「第五節 住宅取得控除(第四十一條、第四十一條の七)に改め、「第一款 住宅取得控除(第四十一條、第四十一條の二)及び「第二款 住宅貯蓄控除(第四十一條の三、第四十一條の七)を削り、

「第六十五條の十」を「第六十六條の三」に改め、

「第七節 現物出資の場合の課税の特例(第六十六條、第六十六條の三)を削り、「第七節の二」を

「第七節」に、「第七節の三」を「第七節の二」に改める。

第三條第六項中「第二百二十四條及び」を「第二百二十四條第二項及び第三項並びに」に、「同項」を「第一項」に改める。

第三條の三第一項中「第二百二十四條」を「第二百二十四條第二項」に改める。

第四條の二第一項各号列記以外の部分中「含む。以下この条を含む。以下次条まで」に、「第六條を」第六條第一項に、「払込み(以下この条を「払込み(以下次条まで」に改め、同項第一号中

「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項第二号及び第三号中「第三項」を「第四項」に改め、同項第四号中「払込んだ」を「払込みをした」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項」を

「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第

六項中「第三項第三号及び第四号」を「第四項第三号から第五号まで」に、「郵便貯金」を「郵便貯金に係るもの」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、「及び勤務先」を、「第一項に規定する賃金の支払者及び勤務先」に改め、同項に次の一号を加える。

五 既に次条第四項に規定する特別財産形成非課税貯蓄申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した金融機関の営業所等の名称及び同項第三号の最高限度額(同条第五項の規定による申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額)

第四條の二第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第四項に規定する財産形成非課税貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、退職、転任その他の理由により、当該申告書に記載した賃金の支払者に係る前項に規定する勤労者に該当しないこととなつた場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、当該申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等において預入等をしてる財産形成貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益のうち、当該政令で定める場合に該当することとなつた日以後支払を受けるべきも

ので政令で定めるものについては、適用しない。

第四條の二の次に次の一条を加える。

(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)

第四條の三 前条第一項に規定する勤労者が、金融機関の営業所等において勤労者財産形成促進法第六條第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約(以下この条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。)に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険の保険料、生命共済の共済掛金若しくは郵便年金の掛金で政令で定めるもの(以下この条において「財産形成年金貯蓄」という。)の預入等をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成年金貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「特別財産形成非課税貯蓄申込書」という。)を、前条第一項に規定する賃金の支払者(所得税法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。)の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの(以下この条において「勤務先」という。)を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 勤労者が、勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税

一 その預貯金の元本とその金融機関の営業所等において特別財産形成非課税貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する特別財産形成非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額（第五項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項において同じ。）を超えない場合、その預貯金の当該計算期間に対応する利子

二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において特別財産形成非課税貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する特別財産形成非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配

三 その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において特別財産形成非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、その有価証券の利子

又は収益の分配の計算期間を通じて（その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する特別財産形成非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

四 その生命保険の保険料の金額若しくは生命共済の共済掛金の額又は郵便年金の掛金の額とその金融機関の営業所等において特別財産形成非課税貯蓄申込書を提出して払込みをした他の生命保険の保険料の金額若しくは生命共済の共済掛金の額又は郵便年金の掛金の額との合計額が、勤労者財産形成年金貯蓄契約の締結の日から当該契約に定める年金支払開始日（勤労者財産形成促進法第六条第二項第二号に規定する年金支払開始日をいう。）までの期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する特別財産形成非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その生命保険若しくは生命共済又は郵便年金に係る契約に基づき支払われる年金（当該契約が災害、疾病その他やむを得な

い事情により解約された場合に支払われる解約返戻金その他の政令で定める金銭を含む。）の額のうち当該生命保険に係る保険料の金額若しくは生命共済に係る共済掛金の額又は郵便年金に係る掛金の額の合計額を超える部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する差益

2 前項の規定は、第四項に規定する特別財産形成非課税貯蓄申告書を提出した個人が勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく金銭の支払を勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号又は第二号に定める方法以外の方法により受けた場合その他の政令で定める場合には、当該勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づき預入等をした財産形成年金貯蓄に係る前項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益のうち政令で定めるものについては、適用しない。

3 特別財産形成非課税貯蓄申込書は、次項に規定する特別財産形成非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ、提出することができる。

4 第一項の規定は、その者が、次に掲げる事項を記載した申告書（以下この条において「特別財産形成非課税貯蓄申告書」という。）に、勤務先の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを勤務先及び同項の規定の適用を受けようとする財産形成年金貯蓄の預入等をしよ

うとする金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする日までに、その者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

一 当該金融機関の営業所等、第一項に規定する資金の支払者及び勤務先の名称及び所在地

二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険の保険料、生命共済の共済掛金若しくは郵便年金の掛金の別

三 当該金融機関の営業所等において預入等をする財産形成年金貯蓄で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高（有価証券については、額面金額等により計算した現在高とし、生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金又は郵便年金の掛金については、払込保険料の金額若しくは払込共済掛金の額又は払込掛金の額の合計額とする。）に係る最高限度額

四 既に金融機関の営業所等を経由して財産形成非課税貯蓄申告書を提出している場合には、当該金融機関の営業所等ごとの名称及び当該申告書に記載した前条第四項第三号の最高限度額（同条第五項の規定による申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額）

5 特別財産形成非課税貯蓄申告書を提出した者が、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額（既にこの項の規定による申告書を

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

四二〇

提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額)を変更しようとする場合には、その者は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書を、当該特別財産形成非課税貯蓄申告書の提出の際に經由した勤務先及び金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

6 前二項の場合において、特別財産形成非課税貯蓄申告書又は前項の申告書がこれらの規定に規定する金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

7 特別財産形成非課税貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出している場合(政令で定める場合を除く。)には提出することができないものとし、特別財産形成非課税貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、勤務先は、これを受理することができない。

一 特別財産形成非課税貯蓄申告書に記載された第四項第三号に掲げる最高限度額が五百万円(郵便貯金に係るものにあつては郵便貯金法第十條第三項の規定により超えてはならないこととされている金額とし、生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金又は郵便年金の掛金に係るものその他政令で定めるもの

にあつては三百五十万円とする。)を超えるものである場合

二 特別財産形成非課税貯蓄申告書に記載された第四項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が五百万円を超えるものである場合

8 第一項に規定する勤労者が、同項の規定の適用を受けようとする財産形成年金貯蓄を金融機関の営業所等において預入等をした場合には、その者は、政令で定めるところにより、当該財産形成年金貯蓄に係る有価証券又は預金証書その他の証書につき、保管の委託をし、又は登録を受けていなければならないものとし、金融機関の営業所等の長は、当該財産形成年金貯蓄の預入等の受入れをする場合には、政令で定めるところにより、各人別の口座を設け、当該財産形成年金貯蓄に関する事項を当該口座により管理しなければならない。

9 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、特別財産形成非課税貯蓄申込書及び特別財産形成非課税貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した事項を変更した場合、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合又は同項の資金の支払者に係る勤労者でないこととなつた場合における申告に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 第一項に規定する生命保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金又は郵便年金の掛金については、所得税法第七十六條第一項の規定は適用しないものとし、当該生命保険若しくは生命共済又は郵便年金に係る第一項第四号に規定する差益は、同法第二十三條第一項に規定する利子等とみなして、同法及びこの節の規定を適用する。

11 勤労者財産形成年金貯蓄契約の履行につき、当該契約に定める年金支払開始日(勤労者財産形成促進法第六條第二項第一号又は同項第二号に規定する年金支払開始日をいう。)以後五年以内に、同項第一号若しくはハ又は同項第二号若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、当該年金支払開始日から当該事実が生じた日までの間に支払われた第一項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益については、同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において、当該利子、収益の分配又は差益の支払があつたものとみなして、所得税法の規定を適用する。この場合において、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の同法第二條第一項第四十五号に規定する源泉徴収に関する事項、支払に関する調書の提出方法その他この項及び同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七條中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和

五十九年三月三十一日」に改める。

第八條の三第一項中「第二百二十四條」を「第二百二十四條第二項」に改める。

第八條の四第六項中「第二百二十四條及び」を「第二百二十四條第二項及び第三項並びに」に、「その他同項」を「その他第一項」に改める。

第十條第一項中「昭和五十七年」を「昭和五十九年」に改める。

第十一條第一項の表の第一号中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改め、同表の第二号から第五号までの規定中「百分の二十」を「百分の十八」に改め、同表の第六号中「百分の十三」を「百分の十一」に改める。

第十二條第一項の表の第四号中「百分の二十七」を「百分の五十」に、「百分の十六」を「百分の二十五」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第三号中「百分の二十」を「百分の三十四」に、「百分の十四」を「百分の二十」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第二号を同表の第三号とし、同表の第一号中「低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六號)第二條の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区、農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第一百十二號)第五條第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区、」を削り、同号を同表の第二号とし、同表に第一号として次のように加える。

一 低開発地域工業開発促進法(昭和三十三年法律第二十六号)第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区のうち政令で定める地区又は農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区

製造の事業

機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備は、百分の十八(建設物及びその附属設備については、百分の八)

第十二条第二項を削り、同条第三項中「第十一

条第二項を「前条第二項」に、「第一項の」を「前項の」に、「第十二条第一項本文」を「次条第一項本文」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十一条第三項」を「前条第三項」に、「第一項及び前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三条の二第一項各号列記以外の部分中「百分の三十二」の下に「(第三号に掲げる漁船については、百分の三十)」を加え、同項第三号中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、「規定する中小漁業構造改善計画」の下に「(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる事業について計画が定められているものに限る。)」を加え、「及び次項第一号」を削り、「漁船」の下に「(当該個人が、当該中小漁業構造改善計画に係る認定前に同法第五条第一項に規定する経営規模の拡大若しくは生産行程についての協業化に関する事業(以下この号において「協業化事業等」という。)について定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けた

漁業協同組合等の構成員(当該漁業協同組合等が

二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。又はこれに準ずる者として政令で定めるものに該当する場合には、燃料の使用の合理化に著しく資する漁船として政令で定めるもののうち新たな中小漁業構造改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は建造したものに限る。)」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該漁業協同組合等が協業化事業等について定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのない漁業協同組合等である場合 協業化事業等

ロ 当該漁業協同組合等が協業化事業等について定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのある漁業協同組合等である場合 協業化事業等及び漁業再建整備特別措置法第五条第一項に規定する漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事業

第十三条の二第二項を次のように改める。

2 前項に規定する適用年とは、同項各号に規定する承認又は認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年(同項第二号に掲げる場合については、昭和五十八年までの各年に限る。)をいう。

第十四条第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「百分の百二十」を「百分の百十四」に改める。

第十五条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「又は構築物」を「若しくは構築物」に、「百分の百三十二」を「百分の百三十」に改める。

第十六条の二第一項中「又は承認(以下この条において「認定等」という。)」を削り、「当該認定等」を「当該認定」に改め、「中小企業近代化促進法

第五条第三項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和五十年法律第三十一号)第七条第一項及び「処理及び」を削り、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同条第三項中「同項の認定等」を「同項の認定」に、「当該認定等」を「当該認定」に改め、同条第四項中「認定等」を「認定」に、「添付」に改め、同条第五項中「認定等」を「認定」に改める。

第十七条中「百分の六十八」を「百分の七十五」に改める。

第十四条「を昭和五十七年」に、「規定するたな卸資産」を「規定する棚卸資産のうち国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの」に、「並びに」を「及び」に改め、「生産され、又は」を削り、「で、当該顧客を」で「当該顧客」に改め、「及び土地」を削り、「たな卸資産」を「価格変動の著しい物品」に、「その年十二月三十一日において有するたな卸資産の次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるところにより計算した金額の合計額(当該合計額を「次の各号に掲げる年分の区分に応じ、その年十二月三十一日において有する価格変動の著しい物品の帳簿価額の合計額から当該合計額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額を控除した後の金額(当該金額」に改め、同項各号を次のように改める。

一 昭和五十七年分	百分の九十六・六
二 昭和五十八年分	百分の九十七
三 昭和五十九年分	百分の九十七・五
四 昭和六十年分	百分の九十八
五 昭和六十一年分	百分の九十八・五
六 昭和六十二年分	百分の九十九
七 昭和六十三年分	百分の九十九・五

第二十條の三第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「の十万分の二」を「の十万分の一・六」に、「売買取引金額の十万分の二」を「売買取引金額の十万分の二・四」に改める。

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

四三二

第二十条の四第一項中「昭和五十七年」を「昭和五十九年」に改める。

第二章第二節第二款中第二十条の四の次に次の一条を加える。

(国際科学技術博覧会出展準備金)

第二十条の五 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、昭和五十七年から昭和六十年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てたるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額にその年において事業を営んでいた期間(当該出展参加契約を締結した日(その日が昭和五十七年七月一日前である場合には、同日)前の期間及び昭和六十年三月十七日以後の期間を除く。)の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を国際科学技術博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合

その出展をしないこととなつた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

二 昭和六十一年三月十六日において国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている場合

その日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合

その譲渡し、又は廃止した日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合に

において国際科学技術博覧会出展準備金の金額

2 前項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人の各年において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額でその年分の事業所

を取り崩した場合、その取り崩した日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における国際科学技術博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該国際科学技術博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

ないとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者又はその年十二月三十一日までに国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第十三項中「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と読み替へるものとする。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第十九条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第二十条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている個人が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「又は青色申告書の承認申請書を提出した者で

第二十一条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「百分の八」とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の十六とする。」を、「百分の十六」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「行なう」を「行う」に、「行ない」を「行い」に改め、同条を同項第三号とし、同条第三項中「第三号及び第四号」を「及び第三号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「第二項第四号」を「第二項第三号」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五項第一号中「第三号又は第四号」を「又は第三号」に改め、「当該取引が同項第三号に掲げる譲渡若しくは提供であつたこと」を削る。

第二十四条第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に、「埋立」を「埋立て」に、「その者には」を「その者の」に、「から五年間」を「以後五年間の各年分の総所得金額

「又は青色申告書の承認申請書を提出した者で

に係る所得税については、「所得に対する所得税」を「所得の金額（その年分の当該所得の金額が三百万円を超える場合には、三百万円とする。）に対する所得税の額」に改め、同条第二項中「及び当該所得の明細」を、「当該所得の明細及び当該所得の金額の計算」に改める。

第二十八条の四第一項中「昭和四十四年一月一日以後に」を削り、「施行地内」を「施行地に改め、」を削り、「の下に」のうちに、その年一月一日において所有期間が十年以下であるもの（その年中に取得をした土地等で政令で定めるものを含む。）を加え、「次項第一号」を「次項及び第三項第一号」に、「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「沖縄県の区域内にある土地等に係る第一項の規定の特例、前項第四号ハ」を「同項第四号ハ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する所有期間とは、当該個人がその譲渡（賃借権の設定等を含む。）をした土地等をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間をいう。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和五十九年十二月三十一日」に改める。

第三十一条第一項中「（の譲渡）」を「（の譲渡）」と改める。

う。で、その年一月一日において所有期間が十年を超えるものの譲渡に、場合において、当該譲渡が昭和四十四年一月一日前に取得した土地等又は建物等（被相続人が同日前に取得したもので同日以後に相続により取得したもののその他の政令で定めるものを含む。）の譲渡であるときは「（場合）」に、「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項第二号中「四千万円を超え八千万円以下である」を「四千万円を超える」に改め、同項第三号を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する所有期間とは、当該個人がその譲渡をした土地等又は建物等をその取得（建設を含む。）をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間をいう。

第三十一条の二第一項中「前条第一項の場合において、同項の譲渡で」を「個人が、昭和五十七年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日までの間に、その有する土地等でその年一月一日において前条第二項に規定する所有期間が十年を超えるものの同条第一項の譲渡をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が」に、「ものがあるときは、その年中の同項の」とときは、当該個人のその年中の同項の土地等又は建物等の」に改め、同項第一号ロ中「当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及びこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した」とを「当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十五に相当する」に改め、同項第二号イ及びロを次のように改める。

イ 当該課税長期譲渡所得金額のうちその年の前条第一項の譲渡で優良住宅地等のための譲渡に該当するものに係る部分の金額（以下この号において「優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額」という。）が四千万円以下である場合 同項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同項第一号又は第二号に掲げる金額

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 八百万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十五に相当する金額を加算した金額

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及びこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額以外の課税長期譲渡所得金額に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額

ころにより計算した金額

第三十一条の二第三項中「前条第一項の場合において、同項の譲渡で」を「個人が、昭和五十七年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日までの間に、その有する土地等でその年一月一日において前条第二項に規定する所有期間が十年を超えるものの同条第一項の譲渡をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が」に、「該当するものがある」を「該当する」に改め、「規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡」の下に「（優良住宅地等のための譲渡を含む。）を、「前条第一項」との下に「同項第一号」とあるのは「前条第一項第一号」とを加える。

第三十一条の三第一項中「昭和五十四年一月一日から昭和五十六年十二月三十一日まで」を「昭和五十七年一月一日から昭和五十九年十二月三十一日まで」に、「昭和四十四年一月一日前に取得したもの（被相続人が同日前に取得したもので同日以後に相続により取得したもののその他の政令で定めるものを含む。）を、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が十年を超えるものに」に、「昭和五十四年から昭和五十六年まで」を「昭和五十七年から昭和五十九年まで」に改め、「超え八千万円以下である」とあるのは「超える」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する特定市街化区域農地等とは、次に掲げる土地又は土地の上に存する権利をい

昭和三十七年三月十九日 衆議院会議録第十二号 租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

う。

一 特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二号）第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）のうち、当該特定市街化区域農地に対して課される昭和五十七年度以後の各年度分の固定資産税につき地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第二十九条の五第一項に規定する長期営農継続農地としての同項の認定を受けたことのない農地

二 特定市街化区域農地で前号に規定する長期営農継続農地としての同号に規定する認定を受けたもののうち、第三十三条の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他の政令で定める事情により当該長期営農継続農地として引き続き保全することができないこととなつた農地

三 前二号に掲げる土地のうち、昭和五十七年一月一日以後に農地法第四十一条第五号の届出がされ、かつ、当該届出がされた後において引き続き宅地として所有する土地

四 前三号に掲げる土地の上に存する権利

第三十二条第一項中「の譲渡をした場合において、当該譲渡が昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等又は建物等（被相続人が同日前に取得したもので同日以後に相続により取得したものその他の政令で定めるものを除く。）の譲渡であるときは、これらの譲渡を」で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が十年以下であるもの（その年中に取得をした土地等又は建物等で政令で定めるものを含む。）の譲渡をした場合には、当該譲渡に、「第三十一条第三項第二号」を「第三十一条第四項第二号」に、「昭和四十四年一月一日以後に取得した資産」を、その年一月一日において租税特別措置法第三十一条第二項（長期譲渡所得の課税の特例）に規定する所有期間が十年以下である資産（その年中に取得したものを含む。）に改め、同条第二項中「譲渡が昭和四十四年一月一日以後に取得をした」を「譲渡で、その年一月一日において同項に規定する所有期間が十年以下である」に改め、同条第三項中「第二十八条の四第二項第一号」を「第二十八条の四第三項第一号」に改め、同条第四項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第四項」に、「同条第三項第一号」を「同条第四項第一号」に改める。

第三十三条第一項各号列記以外の部分中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、「製作の下に」及び「建設」を加え、同項第二号中「買取」を「買取り」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同項第四号中「基いて」を「基づいて」に改め、同項第五号中「基いて」を「基づいて」に、「基き」を「基づき」に改め、同項第六号中「買取」を「買取り」に改め、同項第七号中「基く」を「基づく」に、「の埋立」を「の埋立て」に改める。

第三十三条の三第三項中「第三十三条の六の下に」第三十六条の四」を加える。

第三十三条の四第一項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十三条の六第一項中「合計額」の下に「第三十六条の四」を加える。

第三十四条第一項及び第三十四条の二第一項中「一部につき」の下に「第三十六条の二、第三十六条の五、」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十四条の三第一項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十五条第一項中「既にこの項の下に」又は「第三十六条の二若しくは第三十六条の五を加え、同項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第二章第四節第七款の次に次の一款を加える。

第七款の二 居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例

第三十六条の二 個人が、その有する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が十年を超えるもののうち次に掲げるもの（以下次条までにおいて「譲渡資産」という。）の譲渡（譲渡所得の基となる不動産等の貸付

けを含むものとし、当該個人の配偶者その他当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してするもの、第三十三条から第三十三条の四まで、第三十七条又は第三十七条の四の規定の適用を受けるもの及び贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下次条までにおいて同じ。）をした場合において、当該譲渡の日属する年の前年一月一日から当該譲渡の日属する年の十二月三十一日までの間に、当該個人の居住の用に供する家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で、所得税法の施行地にあるもの（以下次条までにおいて「買換資産」という。）の取得（建設を含むものとし、贈与又は交換によるものその他政令で定めるものを除く。）をし、かつ、当該取得の日から当該譲渡の日属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該個人の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときは、当該個人がその年における資産の譲渡につき第三十五条第一項の規定の適用を受けている場合を除き、当該譲渡資産の譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあっては当該譲渡資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超える場合にあっては当該譲渡資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一条の規定を適用する。

一 当該個人がその居住の用に供している家屋

で政令で定めるもののうち所得税法の施行地にあるもの

二 前号に掲げる家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの(当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。)

三 前二号に掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利

四 当該個人の第一号に掲げる家屋が災害により滅失した場合において、当該個人が当該家屋を引き続き所有していたとしたならば、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が十年を超える当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利(当該災害があつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。)

2 前項の規定は、譲渡資産の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までに当該取得をした買換資産を当該個人の居住の用に供する見込みである場合において、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、同項中「年の十二月三十一日」とあるのは「年の翌年十二月三十一日」と、「翌年十二月三十一日」とあるのは「翌々年十二月三十一日」と、「取得価額以下」とあるのは「取得価額と税務署長の承認を受けた取得価額の見積額との合計額以下」と、「当該取得価額」とあるのは「当該合計額」と読み替えるものとする。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受ける場合における譲渡資産の譲渡に係る第三十一条第一項の規定の適用については、同項の課税長期譲渡所得金額は、同項に規定する長期譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算した金額とする。

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、当該譲渡資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

6 第三十三条第七項の規定は、第四項に規定する確定申告書を提出する者について準用する。この場合において、同条第七項中「代替資産」とあるのは、「買換資産」と読み替えるものとする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、譲渡資産及び買換資産の範囲その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(居住用財産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等)

第三十六条の三 前条第一項の規定の適用を受けた者は、譲渡資産の譲渡をした日の属する年の翌年十二月三十一日までに、買換資産を当該個人の居住の用に供しない場合又は供しなくなつた場合には、同日から四月を経過する日までに当該譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬものとする。

一 買換資産の取得をした場合において、その取得価額が前条第二項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過不足額があるとき。

二 前条第二項に規定する譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までに買換資産の取得をしていないとき、又は買換資産の取得をした場合において当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までに買換資産を当該個人の居住の用に供しないとき、若しくは供しなくなつたとき。

2 前条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた者は、次の各号の一に該当する場合においては、第一号に該当する場合で過大となつたときにあつては当該買換資産の同条第二項に規定する取得をした日(当該取得をした日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日。以下この項において同じ。)から四月を経過する日までに同条第二項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての更正の請求をすること

とができるものとし、同号に該当する場合で不足額を生ずることとなつたとき、又は第二号に該当するときにあつては当該買換資産の取得をした日又は同号に該当することとなつた日から四月を経過する日までに当該譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬものとする。

一 買換資産の取得をした場合において、その取得価額が前条第二項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過不足額があるとき。

二 前条第二項に規定する譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までに買換資産の取得をしていないとき、又は買換資産の取得をした場合において当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までに買換資産を当該個人の居住の用に供しないとき、若しくは供しなくなつたとき。

3 第一項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

4 第三十三条の五第三項の規定は、第一項又は

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

四二六

第二項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十六条の三第一項又は第二項に規定する提出期限」と、同号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十六条の三第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(買換えに係る居住用財産の譲渡の場合の取得価額の計算等)

第三十六條の四 第三十六條の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けた者（前条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を出し、又は同条第三項の規定による更正を受け、かつ、第三十六條の二第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。）

の第三十六条の二第一項に規定する買換資産について、当該買換資産の取得の日以後その譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）、相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該買換資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額（同項に規定する譲渡資産の譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額）とする。

一 第三十六条の二第一項の譲渡による収入金

額が買換資産の取得価額を超える場合 当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等のうちその超える額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 第三十六条の二第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合 当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等に相当する金額

第三十六条の二第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合、当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等にその満たない額を加算した金額に相当する金額

居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の
課税の特例

は土地若しくは土地の上に存する権利で第三十六條の五の(以下この条において「交換譲渡資産」といふ。)と当該個人の居住の用に供する家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で同項に規定する買換取得資産に該当するもの(以下この条において「交換取得資産」といふ。)との交換(第三十三條の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をし、場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下こ

の条において同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産（他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。以下この号において同じ。）は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換譲渡資産の価額に相当する金額をもつて第三十六条の二第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換取得資産の価額に相当する金額をもつて第三十六条の二第一項の取得をしたものとみなす。

第三十七條第一項中「たな卸資産を『棚卸資産』」に改め、同項の表の第一号及び第十二号中「施行地内」を「施行地」に改め、同表の第十四号中「当該個人により昭和四十四年一月一日前に取得（建設を含む）」をされたものを「当該譲渡の日」の属する年の一月一日において当該個人の第三十一条第二項に規定する所有期間が十年を超えるもの」に改める。

第三十七条の五第一項中「第三十五条まで」の下に「第三十六条の二」を加え、「地上階数四以上」を「地上階数三以上」に改める。

第三十七条の六第一項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、「第三十五条まで」の下に、第三十六条の二、第三十六条の五を加える。

第三十八条第一項第一号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。

第四十条の二中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に改める。

〔第五節 住宅控除〕を〔第五節 住宅取得控除〕に改める。

第一款 住宅取得控除」を削る。

第四十一条第一項中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和五十九年十二月三十一日」に、「次項まで」を「第三項まで」に、「次項において」を「次項及び第三項において」に改め、同条第二項中「五パーセント」を「七パーセント」に、「三万円」を「五万円」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、居住者が第一項の新築住宅又は既存住宅の同項の取得につき第三十六条の二、第三十六条の五又は第三十七条の五の規定の適用を受けた場合には、当該居住者の同項に規定する各年分の所得税については、適用しない。

「第二款 住宅貯蓄控除」を削る。

第四十一条の三から第四十一条の七までを次のように改める。

第四十一条の三から第四十一条の七まで 削除

第四十一条の八第一項中「昭和五十七年十二月三十一日」を「昭和五十九年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十三中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。
第四十一条の十四の見出しを「(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特別)」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項の表を次のように改める。

第八十五条第三項	老人控除対象配偶者	租税特別措置法第四十一条の十四第一項(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特別)の規定に該当する控除対象配偶者若しくは老人控除対象配偶者
	老人扶養親族若しくはその他の扶養親族	同条第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族
第九十条第二号ハ	の規定	及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項又は第二項(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特別)の規定に該当する
第九十条第一項第三号	特別障害者	租税特別措置法第四十一条の十四第一項(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特別)の規定に該当する特別障害者若しくはその他の特別障害者
第九十条第一項第五号	老人扶養親族	租税特別措置法第四十一条の十四第二項の規定に該当する老人扶養親族又はその他の老人扶養親族

第四十一条の十四第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

居住者の有する所得税法第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者又は同項第三十四号に規定する扶養親族が同項第二十九号に規定する特別障害者で、かつ、当該居住者又は当該居住者の配偶者若しくは当該居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、その控除対象

配偶者又はその扶養親族に係る同法第八十三条第三項に規定する配偶者控除の額又は同法第八十四条第三項に規定する扶養控除の額は、同法第八十三条第一項又は第八十四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する金額に五万円を加算した額とする。

第四十二条の三第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、第四十三条第一項の表の第一号中「百分の二十

七」を「百分の二十五」に改め、同表の第二号から第五号までの規定中「百分の二十」を「百分の十八」に改め、同表の第六号中「百分の十三」を「百分の十」に改める。

第四十五条第一項中「この条」を「この項」に改め、同項の表の第四号中「百分の二十七」を「百分の五十」に、「百分の十六」を「百分の二十五」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第三号中「百分の二十」を「百分の三十四」に、「百分の十四」

一 低開発地域工業開発促進法第二条の規定により低開発地域工業開発地区として指定された地区のうち政令で定める地区又は農村地域工業導入促進法第五条第二項の規定により同条第一項の実施計画において定められた工業導入地区のうち政令で定める地区

製造の事業	機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備	百分の十八(建物及びその附属設備については、百分の八)
-------	-------------------------	-----------------------------

第四十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
第四十五条の四第一項各号列記以外の部分中「百分の三十二」の下に「第三号に掲げる漁船については、百分の三十」を加え、同項第三号中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、「規定する中小漁業構造改善計画」の下に「(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる事業について計画が定められているものに限る。)」を加え、「及び次項第一号」を削り、「漁船」の下に「(当該法人が、当該中小漁業構造改善計画に係る認定前に同法第五十一条に規定する経営規模の拡大若しくは生

産行程についての協業化に関する事業(以下この号において「協業化事業等」という。))について定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けた漁業協同組合等の構成員(当該漁業協同組合等が二以上の漁業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。)(又はこれに準ずる者として政令で定めるもの)に該当する場合には、燃料の使用の合理化に著しく資する漁船として政令で定めるものうち新たな中小漁業構造改善計画に係る認定の日以後に取得し、又は建造したものに限り、」を加え、同号に次のように加える。
イ 当該漁業協同組合等が協業化事業等につ

いて定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのない漁業協同組合等である場合、協業化事業等

ロ 当該漁業協同組合等が協業化事業等について定められた他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのある漁業協同組合等である場合、協業化事業等及び漁業再建整備特別措置法第五条第一項に規定する漁船用燃料その他のエネルギーの使用の合理化に関する事業

第四十五條の四第二項を次のように改める。
2 前項に規定する適用事業年度とは、同項各号に規定する承認又は認定のあつた日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度（同項第二号に掲げる場合については、昭和五十九年三月三十一日以前に終了する各事業年度に限る。）をいう。

第四十七條第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分の十四」に改める。

第四十八條第一項中「又は構築物」を「若しくは構築物に、百分の三十二」を「百分の三十」に改め、同項の表の第二号及び第三号中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第五十一條第一項中「百分の二十七」を「百分の二十五」に改める。

第五十一條の二第二項中「又は承認（以下この条において「認定等」という。）を削り、「当該認定等」を「当該認定」に改め、「中小企業近代化促進法第五条第三項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第七条第一項及び「処理及び」を削り、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同条第三項中「同項の認定等」を「同項の認定」に、「当該認定等」を「当該認定」に改め、同条第四項中「認定等」を「認定」に、「添附」を「添付」に改め、同条第

五項中「認定等」を「認定」に改める。
第五十二條の四「百分の六十八」を「百分の七十五」に改める。

第五十三條第一項各号列記以外の部分中「規定するたな卸資産」を「規定する棚卸資産のうち国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの」に、「並びに」を「及び」に改め、「生産され、又は」を削り、「で、当該顧客を」を「当該顧客」に改め、「及び土地」を削り、「この条において「たな卸資産」を」の項において「価格変動の著しい物品」に、「たな卸を」を「棚卸を」に、「第三号及び第四号」を「第二号及び第三号」に、「有するたな卸資産」を「有する価格変動の著しい物品」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「たな卸資産のうち国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの（以下この号において「価格変動の著しい物品」という。）を「価格変動の著しい物品」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「たな卸を」を「棚卸」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「たな卸を」を「棚卸」に、「第二号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「前項第三号」を「前項第二号」に改める。

第五十五條第一項、第五十六條の二第一項及び第五十六條の三第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。
第五十六條の十第一項第一号中「ホまで」を「ニまで」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「昭和五十七年四月一日」を「昭和五十六年四月一日」に改め、同号ホを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同項第二号中「ホまで」を「ニまで」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「昭和五十七年四月一日」を「昭和五十六年四月一日」に改め、同号ホを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとする。

第五十六條の十の次に次の一条を加える。
（国際科学技術博覧会出展準備金）
第五十六條の十一 国際博覧会に関する条約の適用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和五十七年七月一日から昭和六十年三月十六日までの期間内の日を含む各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度（当該出展参加契約を締結した日（その日が昭和五十七年七月一日前である場合には、同日）前の期間及び昭和六十年三月十七日以後の期間を除く。）の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により国際科学技術博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和五十七年七月一日から昭和六十年三月十六日までの期間内の日を含む各事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度（当該出展参加契約を締結した日（その日が昭和五十七年七月一日前である場合には、同日）前の期間及び昭和六十年三月十七日以後の期間を除く。）の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により国際科学技術博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額（その日までこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
一 第一項の出展をしないこととなつた場合
その出展をしないこととなつた日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額
二 当該法人の昭和六十一年三月十六日を含む事業年度終了の日において国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている場合、その終了の日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額
三 解散した場合、当該解散の日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

4 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において国際科学技術博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における国際科学技術博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取り消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における国際科学技術博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該国際科学技術博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の国際科学技術博覧会出展準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに国際科学技術博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替へるものとする。

第五十七條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「算出した金額」を「算出した金額の五分の二に相当する金額」に、「金額を加算し」を「金額の五分の三に相当する金額を加算し」に改め、「二分の一に相当する金額を加算し」に改め、同条第二項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同項第一号中「十分分の二」を「十分分の一・六」に、「売買取引金額の十分分の二」を「売買取引金額の十分分の二・四」に改める。

第五十七條の六中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第五十八條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「百分の八」とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の十六とする。を「百分の十六」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「行なう」を「行ふ」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「行なう」を「行ふ」に改め、同項第五号中「行なう」を「行ふ」に改め、同条第三項中「第三号及び第四号」を「第三号」に、「行なう」を「行ふ」に改め、同条第四項中「第二項第四号」を「第二項第三号」に、「行なう」を「行ふ」に改め、同条第五項第一号中「第三号又は第四号」を「又は

「第三号」に改め、「当該取引が同項第三号に掲げる譲渡若しくは提供であつたこと」を削る。

第六十二條第一項各号列記以外の部分中「昭和四十四年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで」を「昭和五十七年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで」に、「交際費等の額が、二百万円」を「交際費等の額が、四百万円」に、「当該交際費等の額が四百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額を超える場合のその超える部分の金額」を「三百万円とする」に、「当該交際費等の額が三百万円」に、「超えるときは、」を「超える場合の」に、「(以下この項において「限度超過額」という。）」について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を「とする」に改め、同項各号を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、「きよう応」を「供応」に、「もつぱら」を「専ら」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第六十三條第一項第一号中「昭和四十四年一月一日以後」を「昭和五十七年一月一日以後」に改め、「土地等」という。の下に、「短期所有土地等に該当するもの」を加え、同項第二号及び第三号中「昭和四十四年一月一日以後に取得をした土地等」を「短期所有土地等」に改め、同項第四号中「土地等」を「短期所有土地等」に改め、同項第四号中「土地等」で被合併法人が昭和四十四年一月一日以後に取得をしたものを「被合併法人がその取得をした日から引き続き所有している土地等」で所有期間(その取得の日の翌日から当該合併の日の属する年の一月一日までの所有期間とする)が十年以下であるもの(当該合併の日の属する年において取得をしたものを含む)に改め、同項第五号中「昭和四十四年一月一日以後に取得をした土地等」を「短期所有土地等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する譲渡利益金額とは、当該土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいい、同項に規定する短期所有土地等とは、当該法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等であり、その取得をした日の属する年の一月一日までの所有期間とする。が十年以下であるもの(当該土地の譲渡等をした日の属する年において取得をしたものを含む)をいう。

の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額から当該収益に係る原価の額及び当該土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額をいい、同項に規定する短期所有土地等とは、当該法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等であり、その取得をした日の属する年の一月一日までの所有期間とする。が十年以下であるもの(当該土地の譲渡等をした日の属する年において取得をしたものを含む)をいう。

第六十三條第四項中「第六十五條の七から第六十五條の十まで若しくは第六十六條の三」を「第六十五條の七から第六十六條の十まで」に改め、同条第五項中「沖縄県の区域内にある土地等に係る第一項の規定の特例」を削る。

第六十四條第一項各号列記以外の部分中「たな卸資産を棚卸資産」に、「買取」を「買取」に、「買入」を「買入」に改め、「製作」の下に「及び建設」を加え、「こえた」を「超える」に、「こえる」を「超える」に、「以下次条第三項」を「次条第三項」に、「以下次条」を「次条」に改め、「当該代替資産のうちその償却額が各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの以外のもの」については、当該金額をそのに削り、同項第一号中「基いて」を「基ついて」に改め、同項第二号中「買取」を「買取」に、「基いて」を「基ついて」に改め、同項第四号及び第五号中「基いて」を「基ついて」に改め、同項第六号中「買取」を「買取」に改め、同項第七号中「基く」を「基づく」に、「の埋立」を「の埋立て」に改め、同項第八号中「行なう」を「行ふ」に改める。

第六十五條の七第一項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「この条及び次条」を「次条まで」に改め、「当該買換資産のうちその償却額が各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの以外のものについては、その」を削り、同項の表の

第一号及び第十二号中「施行地内」を「施行地」に改め、同表の第十四号中「昭和四十四年一月一日前に取得(建設を含む)をされた」を「取得(建設を含む。以下この号において同じ。)をされた日から引き続き所有されてきたこれらの資産のうち所有期間(その取得がされた日の翌日からこれらの資産の譲渡がされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする)が十年を超える」に改める。

第三章第七節を削り、同章第六節第四款中第六十五條の十の次に次の三條を加える。
第六十六條から第六十六條の三まで 削除
第六十七條の二とする。

第六十七條の四第二項中「当該固定資産のうちその償却額が各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの以外のものについては、その」を削る。

第六十八條中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。
第六十九條の三中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。
第七十條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「第六十一條若しくは第八十條第二項」を「第三十六條若しくは第六十一條」に、「千分の六」を「千分の二」に、「千分の三」を「千分の六」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで」を「昭和五十七年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 昭和五十七年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に農地法第八十條第二項の規定により国から土地の売渡を受けた者が当該売渡を受けた土地の所有権の保存又は移転の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該売渡しを受けた日以後一年以内に登記

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号 租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

を受けるものに限る。登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の一とし、所有権の移転の登記にあつては千分の三とする。

第七十七条を削り、第七十六條の二を第七十七條とする。

第七十七條の三中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第七十七條の四の見出し中「農用地区域」を「農用地区域等」に改め、同条第二号中「第八條第一項に規定する農業振興地域整備計画において同条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域」を「第六條第一項に規定する農業振興地域」に改める。

第七十七條の五第一項中「十二年」を「十四年」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第七十七條の六中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第七十八條を削り、第七十七條の七を第七十八條とする。

第七十八條の三中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第七十九條の三中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第八十條の三中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同条第三号中「千分の十二」を「千分の十六」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第八十二條中「電源開発株式会社又は沖繩電力株式会社」を「次の表の各号の上欄に掲げる者に、昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「次に掲げる」を「当該各号の中欄に掲げる」に、「次の各号の」を「当該事項に係る」に、「当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号」を「当該各号の下欄」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

一 電源開発株式会社		所有権の保存	千分の三
		地上権又は賃借権の設定（これらの権利の移転を含む。次号において同じ。）	千分の十二
		所有権の移転	千分の二十
		所有権の保存	千分の二
		地上権又は賃借権の設定	千分の八
		所有権の移転	千分の十六

第九十條の三第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第六項、第三条の三第一項、第八条

条とする。

第七十八條の三中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「千分の十二」を「千分の十六」に改める。

第七十九條第一項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

第八十一條中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同条第三号中「千分の十二」を「千分の十六」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第八十二條中「電源開発株式会社又は沖繩電力株式会社」を「次の表の各号の上欄に掲げる者に、昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に、「次に掲げる」を「当該各号の中欄に掲げる」に、「次の各号の」を「当該事項に係る」に、「当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号」を「当該各号の下欄」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

第十二條の規定 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第...号）の施行の日

第三十三條の二第一項及び第四十五條の四第一項の改正規定（百分の三十二の下に「（第三号に掲げる漁船については、百分の三十）」を加える部分及び「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第五條第四項及び第十四條第四項の規定 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第...号）の施行の日

附則第二十四條の規定 昭和五十八年四月一日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十七年分以後の所得税について適用し、昭和五十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得及び配当所得に関する経過措置）

第三条 昭和五十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受ける無記名公社債の利子等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十四條第二項に規定する利子、利益の配当又は収益の分配をいう。）に係る新法第三条第六項（新法第八条の二第六項において準用する場合を含む。）、第三条の三、第八条の三及び第八条の四第六項の規定の適用については、新法第三条第六項中「所得税法第二百二十四條第二項及び第三項並びに第二百二十五條」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八号。以下この項、第三条の三第一項、第八条の三第一項及び第八条の四第六項において「昭和五十五年改正法」という。）附則第八条第二項の規定によりその例によることとされる昭和五十五年改正法による改正前の所得税法（第三条の三第一項、第八条の三第一項及び第

の三第一項及び第八条の四第六項の改正規定、第二十四條の改正規定（昭和五十七年三月三十一日）を「昭和六十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに第四十一條第二項の改正規定並びに附則第三条、第八条及び第十一条の規定 昭和五十八年一月一日

二 第四条の二の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条及び第二

八條の四第六項において「旧法」という。）第二百二十四條及び所得税法第二百二十五條」と、新法第三条の三第一項及び第八條の三第一項中「所得税法第二百二十四條第二項」とあるのは「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧法第二百二十四條」と、「同法」とあるのは「所得税法」と、新法第八條の四第六項中「所得税法第二百二十四條第二項及び第三項並びに第二百二十五條」とあるのは「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧法第二百二十四條」とする。

（勤労者財産形成貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第四条 新法第四条の二及び第四条の三の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に締結する勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六條第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約又は同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入、信託若しくは購入又は払込み（以下この条において「預入等」という。）をする新法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄又は新法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄について適用する。

2 新法第四条の二第一項に規定する勤労者が、附則第一条第二号に定める日以前に預入等をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同日において同条の要件を満たすもの（以下この条において「旧財産形成貯蓄」という。）を有する場合には、当該財産形成貯蓄については、当該勤労者が同日において新法第四条の二の要件に従つて預入等をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

8 附則第一条第二号に定める日において旧財産形成貯蓄を有する者が、同日から同日以後二年

を經過する日までの間に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第号)附則第二条第三項に定めるところにより、当該旧財産形成貯蓄に係る新法第四条の二第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約を新法第四条の三第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄として預入等をするものとして、同条の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、旧財産形成貯蓄及び前項の変更に係る新法第四条の二及び第四条の三の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五条 新法第十二条第一項の表の第一号から第六号までの規定は、個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項の表の第一号から第六号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第十二条の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新法第十三条の二の規定は、施行日以後に同条第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する漁船については、なお従前の例による。

昭和五十七年三月十九日 衆議院会議録第十二号

用し、施行日前に旧法第十三条の二第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する漁船については、なお従前の例による。

4 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第号)の施行の際同法による改正前の漁業再建整備特別措置法(昭和五十七年法律第四十三号)第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定(以下この項において「旧認定」という。)を受けている同条第一項に規定する漁業協同組合等のうち当該旧認定前に他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのないものが、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から一年を經過した日の前日までに同法による改正後の漁業再建整備特別措置法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、当該漁業協同組合等の構成員が旧認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を經過した日の前日の属する年までの各年の十二月三十一日において有する漁船に係る償却費の額の計算については、なお従前の例による。

5 新法第十四条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する施設建築物について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第二項に規定する施設建築物については、なお従前の例による。

6 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

7 新法第十六条の二の規定は、個人が施行日以後に同条第一項各号に掲げる認定を受ける場合

における当該個人の同項に規定する事業転換施設等について適用し、個人が施行日前に旧法第十六条の二第一項各号に掲げる認定又は承認を受けた場合における当該個人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

8 新法第十七条の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)

第六条 旧法第十九条第一項の規定により個人が昭和五十六年において積み立てた同項の価格変動準備金の金額の昭和五十七年分の事業所得に係る総収入金額への算入については、なお従前の例による。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第七条 新法第二十一条の規定は、個人の同条第二項各号に掲げる取引による施行日以後の収入金額について適用し、個人の旧法第二十一条第二項各号に掲げる取引による施行日前の収入金額については、なお従前の例による。

(個人の開墾地等の農業所得の免税に関する経過措置)

第八条 新法第二十四条の規定は、昭和五十八年分以後の所得税について適用し、昭和五十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(個人の沖縄県の区域内にある土地の譲渡に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置)

第九条 個人が、昭和五十七年中に、昭和四十七年四月一日前に取得した沖縄県の区域内にある新法第二十八条の四第一項に規定する土地等の同項に規定する譲渡をした場合における同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第十条 昭和五十七年分の所得税に係る新法第三十六條の二第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「当該譲渡の日の属する年の前年一月一日」とあるのは、「当該譲渡の日の属する年の一月一日」とする。

(住宅取得控除に関する経過措置)

第十一条 新法第四十一条第二項及び第四十一条の二第一項の規定は、居住者が新法第四十一条第一項に規定する新築住宅又は既存住宅を昭和五十八年一月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における同項以後の所得税について適用し、居住者が旧法第四十一条第一項に規定する新築住宅又は既存住宅を昭和五十七年十二月三十一日以前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における同項分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 居住者が、昭和五十六年分又は昭和五十七年分の所得税について旧法第四十一条第一項又は第四十一条の二第二項の規定の適用を受けた場合におけるその者の昭和五十八年分又は昭和五十九年分の所得税に係る新法第四十一条第二項及び第四十一条の二第一項の規定の適用については、新法第四十一条第二項中「七パーセント」とあるのは「五パーセント」と、「五万円」とあるのは「三万円」とする。

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)

第十二条 居住者が、施行日前に締結した旧法第四十一条の三第一項に規定する財形住宅貯蓄契約及び同条第二項に規定する旧住宅貯蓄契約に基づいて、昭和五十七年中に旧法第四十一条の四第一項に規定する積立て等をした場合におけるその者の同年分の所得税については、旧法第四十一条の四、第四十一条の五及び第四十一条の七の規定の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

四三二

2 昭和五十七年中に、旧法第四十一条の第三項に規定する住宅貯蓄契約又はその履行につき、旧法第四十一条の六第一項に規定する事実が生じた場合における所得税の徴収については、同条の規定の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十三条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十四条 新法第四十三条第一項の表の第一号から第六号までの規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号から第六号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 新法第四十五条の四の規定は、施行日以後に同条第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する漁船について適用し、施行日前に旧法第四十五条の四第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する漁船については、なお従前の例による。

4 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)の施行の際同法による改正前の漁業再建整備特別措置法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定(以下この項において「旧認定」という。)を受けている同条第一項に規定する漁業協同組合等のうち当該旧認定前に他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのないものが、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から一年を経過した日の前日までに同法による改正後の漁業再建整備特別措置法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、当該漁業協同組合等の構成員が旧認定のあつた日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日において有する漁船に係る償却限度額の計算については、なお従前の例による。

5 新法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をしてその事業の用に供する同項に規定する施設建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第二項に規定する施設建築物をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

6 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をしてその事業の用に供する同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する特定備蓄施設等をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

7 新法第五十一条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定組合が新法第五十六条の二第二項に規定する事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十一条第一項に規定する特定組合が新法第五十六条の二第二項に規定する事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十一条第一項に規定

する特定組合が旧法第五十六条の二第二項に規定する事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

8 新法第五十一条の二の規定は、法人が施行日以後に同条第一項各号に掲げる認定を受ける場合における当該法人の同項に規定する事業転換施設等について適用し、法人が施行日前に旧法第五十一条の二第二項各号に掲げる認定又は承認を受けた場合における当該法人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

9 新法第五十二条の四の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十五条 旧法第五十三条第一項の規定により法人の施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度において積み立てられた同項の価格変動準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

2 新法第五十六条の十第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる株式売買損失準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた株式売買損失準備金の金額については、なお従前の例による。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十六条 新法第五十八条の規定は、法人の同条第二項各号に掲げる取引による施行日以後の収入金額について適用し、法人の旧法第五十八条第二項各号に掲げる取引による施行日前の収入金額については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡等の場合の経過措置)

第十七条 新法第六十三条(同条第四項を除く。)

の規定は、法人が昭和五十七年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十三条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

2 法人が昭和五十七年中に行う沖縄県の区域内にある新法第六十三条第一項第一号に規定する土地等に係る同項に規定する土地の譲渡等に対する同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

3 新法第六十四条及び第六十五条の七(同条第一項の表の第十四号を除く。)の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

4 新法第六十五条の七第一項の表の第十四号の規定は、法人が昭和五十七年一月一日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(現物出資の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十八条 旧法第六十六条の三第一項第一号に規定する中小企業者に該当する法人が施行日前に同号に規定する承認を受けたものが、当該承認に係る固定資産を現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六条の三第二号に規定する中小企業者に該当する法人が施行日前に同号に規定する承認を受けた中小漁業構造改善計画に従つて現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六条の三第一項第二号に規定する中小企業者に該当する法人で政令で定めるもの

が施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に同号に規定する承認を受け、当該承認に係る固定資産を現物出資する場合に、同号中「中小企業者」とあるのは「中小企業者(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号。次号において「昭和五十七年改正法」という。))附則第十八条第三項に規定する政令で定めるものに限る。」と、「昭和五十七年三月三十一日」とあるのは「昭和五十八年三月三十一日」と、「同法第五十五条の二十一第一項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五十二条の二十一第一項」として、同条の規定の例による。

4 旧法第六十六条の三第一項第二号に規定する中小漁業者に該当する法人で政令で定めるものが施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に同号に規定する認定を受けた中小漁業構造改善計画に従って現物出資する場合に、同号中「昭和五十七年三月三十一日」とあるのは「昭和五十八年三月三十一日」と、「中小漁業者」とあるのは「中小漁業者(昭和五十七年改正法附則第十八条第四項に規定する政令で定めるものに限る。)」と、「同法第十條第一項」とあるのは「漁業再建整備特別措置法第十條第一項」として、同条の規定の例による。

5 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)第二十一條第一項各号に掲げる者が施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に当該各号に規定する承認を受けて当該承認に係る固定資産を現物出資する場合(これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。)における法人税については、旧法第六十六条の三の規定は、なおその効力を有する。

6 前三項の規定の適用がある場合における新法第六十三條の規定の適用については、同条第四項中「若しくは第六十五條の七から第六十五條の十まで」とあるのは、「第六十五條の七から第六十五條の十まで若しくは租税特別措置法の

一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)附則第十八条第三項から第五項まで」とする。

(法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)

第十九条 新法第六十七條の四の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十條 新法第七十六條第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売渡し又は譲与を受ける土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧法第七十六條第一項に規定する売渡し又は譲与を受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前に国から旧法第七十六條第三項に規定する売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧法第七十七條に規定する交換により取得した同条に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七條の四の規定は、施行日以後に同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得する同号に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七條の四第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得した同号に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十七條の五第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換分合により取得する同項に規定する土地の所有権の移転の

登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七條の五第一項に規定する交換分合により取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 施行日前に行われた旧法第七十八條に規定する農林漁業者又は団体に対する同条の規定に該当する貸付けに係る債権を担保するために受け当てる抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八條の三の規定は、施行日以後に同条に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得する同条に規定する土地

一 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号。以下この項において「昭和五十五年改正法」という。)の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同条第一項に規定する土地又は建物

二 新法第七十八條の三第二項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国庫収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第十一号。次号において「昭和五十五年改正法」という。)の施行の日から昭和五十五年改正法の施行の日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの

三 新法第七十八條の三第三項に規定する事業協同組合等が昭和三十三年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの

四 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十五年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの

五 新法第七十八條の三第二項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第十三号)の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地

8 新法第八十一條第三号の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、

又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八條の三に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得した同条に規定する土地又は建物についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。この場合において、新法第七十八條の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるときは、同条に規定する中小企業者が同表の中欄に掲げる期間内に取得する当該土地又は建物の当該登記に係る登録免許税については、同条中「千分の十六」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

一 組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号。以下この項において「昭和五十五年改正法」という。)の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同条第一項に規定する土地又は建物	施行日から昭和五十九年三月三十一日までの期間	千分の十二
二 新法第七十八條の三第二項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国庫収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第十一号。次号において「昭和五十五年改正法」という。)の施行の日から昭和五十五年改正法の施行の日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日から昭和五十九年三月三十一日までの期間	千分の九
三 新法第七十八條の三第三項に規定する事業協同組合等が昭和三十三年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日から昭和五十九年三月三十一日までの期間	千分の六
四 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十五年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの	施行日から昭和五十九年三月三十一日までの期間	千分の九
五 新法第七十八條の三第二項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第十三号)の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地	施行日から昭和五十八年三月三十一日までの期間	千分の十二

施行日前にされた旧法第八十一條に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同条第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

期限の到来する租税特別措置について、

実情に応じその適用期限を延長するほか
所要の改正を行う。

なお、以上の改正による昭和五十七年度の増
収見込額は約千九百億円である。

二 議案の可決理由

本案は、最近における社会経済情勢の推移及
び現下の厳しい財政事情に顧み、時宜に適する
措置と認め、これを可決すべきものと議決した
次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに
決した。

右報告する。

昭和五十七年三月十八日

大蔵委員長 森 喜朗

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

政府は、左記の事項について、所要の措置を講
ずべきである。

一 国税収納金整理資金に係る取扱いの改正に関
連して、還付金及び還付加算金の円滑な事務処
理に一層配慮し、納税者の利便の増進に努める
こと。

一 退職給与引当金の繰入率については、今後に
おける企業年金制度の動向等を見極めつつ、基
本的な検討を行うこと。

一 貸倒引当金の法定繰入率については、貸倒実
績率の推移等を勘案し、今後とも引き続き検討
を行うこと。

一 準備金、特別償却等各種の租税特別措置につ
いては、その政策目的、政策効果、利用状況等
を勘案し、その整理合理化にさらに努めるこ
と。

一 今後の高齢化社会の進展に伴い、年金に関す
る課税のあり方等について検討すること。

一 土地税制の改正とあわせて住宅建設の促進、
地価の抑制、優良宅地の供給等に資する総合的

な土地政策を速やかに実行に移すこと。

一 住宅貯蓄控除制度が廃止されることに伴い、
財形持家個人融資制度について利子補給を適切
かつ確実に行う等勤労者の持家取得のための効
果的な施策に十分配慮すること。

一 全国共済農業協同組合連合会の行う適格退職
年金の資金運用については、その経理区分の明
確化及び長期的展望に立つた健全な運営が図ら
れるよう努め、農協職員に不安を与えないよう
配慮すること。

一 自動車重量税を含む自動車関係諸税について
は、社会経済情勢等の推移に即応しつつ、その
あり方について幅広く検討すること。

一 世論の動向に顧み、税務執行の公平を確保す
るよう特段の努力をすること。

一 申告納税の基本に立つて申告水準の向上等の
ため、制度面、執行面を通じた納税環境の整備
のための具体的方策について早急に検討するこ
と。

一 変動する納税環境、財政再建の緊急性にかん
がみ、複雑、困難で、かつ高度の専門的知識を
要する職務に従事している国税職員について、
職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯及び今後
の財源確保の緊急かつ重要性並びに税務執行面
における負担の公平確保の見地から、今後とも
その処遇の改善・定員の増加等に一層努力する
こと。

昭和五十七年三月十九日 衆議院會議録第十二号

四三六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門三丁目三番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 三三二(大代) 千 105

定価
二二〇円部